

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年7月31日
【事業年度】	第71期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社三栄コーポレーション
【英訳名】	SANYEI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 敬幸
【本店の所在の場所】	東京都台東区寿4丁目1番2号
【電話番号】	東京(03)3847 - 3500(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 小平 敏之
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区寿4丁目1番2号
【電話番号】	東京(03)3847 - 3500(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 小平 敏之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	49,415,607	49,785,571	44,692,792	42,513,022	41,217,555
経常利益 (千円)	2,423,087	2,436,038	1,832,534	827,329	1,342,323
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,435,794	1,428,019	832,809	195,806	191,947
包括利益 (千円)	1,203,194	2,178,257	1,035,358	403,511	695,671
純資産額 (千円)	11,054,054	12,807,958	13,437,557	12,468,588	11,417,809
総資産額 (千円)	23,047,830	23,057,032	25,719,862	25,231,609	22,193,752
1株当たり純資産額 (円)	4,610.85	5,319.98	5,570.34	5,263.43	4,792.88
1株当たり当期純利益 (円)	606.23	598.64	348.47	82.99	81.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	592.03	587.41	341.54	81.33	80.04
自己資本比率 (%)	47.5	55.1	51.8	48.9	51.0
自己資本利益率 (%)	13.7	12.1	6.4	1.5	1.6
株価収益率 (倍)	6.7	6.1	11.1	38.2	34.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,294,474	1,421,309	892,826	576,935	2,923,188
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	503,944	492,460	833,045	638,541	600,057
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,253,755	1,513,364	1,708,048	315,684	1,980,667
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,466,931	2,859,144	4,630,595	4,773,517	5,075,432
従業員数 (名)	617	660	723	744	760
[外、平均臨時雇用者数]	[802]	[700]	[625]	[547]	[525]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第70期の期首から適用しており、第69期に係る金額は、遡及適用した後の金額で表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	24,342,272	24,399,024	22,166,026	23,722,373	23,837,577
経常利益 (千円)	634,629	1,742,621	1,221,511	349,738	738,462
当期純利益 (千円)	323,025	1,372,550	610,513	127,175	321,924
資本金 (千円)	1,000,914	1,000,914	1,000,914	1,000,914	1,000,914
発行済株式総数 (株)	2,552,946	2,552,946	2,552,946	2,552,946	2,552,946
純資産額 (千円)	8,243,730	9,838,028	10,345,590	9,260,196	8,312,824
総資産額 (千円)	16,226,121	16,665,407	19,545,089	19,477,655	16,027,750
1株当たり純資産額 (円)	3,434.68	4,084.31	4,286.40	3,906.65	3,489.97
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	160.00 (50.00)	160.00 (60.00)	160.00 (60.00)	160.00 (60.00)	110.00 (60.00)
1株当たり当期純利益 (円)	136.39	575.39	255.45	53.90	136.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	133.19	564.60	250.38	52.83	134.24
自己資本比率 (%)	50.3	58.5	52.4	47.0	51.4
自己資本利益率 (%)	4.0	15.3	6.1	1.3	3.7
株価収益率 (倍)	30.0	6.3	15.1	58.8	20.7
配当性向 (%)	117.3	27.8	62.6	296.8	80.5
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	91 [64]	88 [71]	86 [75]	97 [64]	100 [56]
株主総利回り (%) (比較指標：日経平均株価) (%)	168.5 (87.3)	157.6 (98.5)	172.3 (111.7)	151.3 (110.4)	142.2 (98.5)
最高株価 (円)	5,600	4,390	4,285	4,330	3,720
最低株価 (円)	2,520	2,901	3,390	2,651	2,788

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第70期の期首から適用しており、第69期に係る金額は、遡及適用した後の金額で表示しております。

3 最高株価および最低株価は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2【沿革】

当社（1946年10月1日創業）は、株式の額面金額を500円から50円に変更する目的のため、1950年2月20日設立の(株)大産商店（1971年12月株式会社三栄コーポレーションに商号変更）を形式上の存続会社として、1971年12月1日を合併期日に吸収合併いたしました。

従って、以下の記載は、実質上の存続会社について記載しております。

- 1946年10月 大阪市南区に身辺装飾品の輸出を主とする共栄商会を創業。1948年2月共栄貿易(株)（資本金195万円）に改組。
続いて人的、資本的関係のある会社が次の順序で設立されました。
1949年9月名古屋市東区に陶磁器の輸出を主とする昭栄貿易(株)（資本金100万円）を設立。
1950年3月東京都台東区に生活関連用品の輸出を主とするアトラス雑貨貿易(株)（資本金300万円）と1951年9月に共和貿易(株)（資本金80万円）が設立され、アトラス雑貨貿易(株)と共和貿易(株)は、1954年6月に合併し、東栄貿易(株)（資本金380万円）と改称。
- 1958年 1月 香港に香港三栄洋行を創業。1962年7月三栄洋行有限公司（現・連結子会社）に改組。
- 1961年 2月 共栄貿易(株)（大阪市）、昭栄貿易(株)（名古屋市）、東栄貿易(株)（東京都）は業容の拡大に伴い、生活関連用品の総合商社を目標に三社を吸収合併する目的のため、その母体として東京都台東区に三栄貿易(株)（資本金2,000万円）を設立。
- 1961年10月 三栄貿易(株)は共栄貿易(株)、昭栄貿易(株)、東栄貿易(株)を吸収合併し、本店を東京都台東区に設置し、共栄貿易(株)を大阪支社、昭栄貿易(株)を名古屋支社、東栄貿易(株)を東京支社としました（資本金1億円）。
- 1967年 6月 ドイツのデュッセルドルフ市に駐在員事務所を設置。1969年5月 SANYEI (DEUTSCHLAND) G.m.b.H（現・連結子会社）に改組。
- 1971年12月 三栄貿易(株)は株式の額面金額変更のため、1950年2月20日設立の(株)大産商店に吸収され、(株)大産商店は社名を(株)三栄コーポレーションと改称（資本金3億円）。
- 1973年 9月 マレーシアのクアラルンプールに SANYEI CORPORATION (MALAYSIA) SDN. BHD. を設立（現・連結子会社）。
- 1978年 7月 香港に三發貿易有限公司を設立。1992年7月三發電器製造廠有限公司と改称。
- 1978年 9月 香港に佳豪実業有限公司を設立。1983年7月三栄電器香港有限公司と改称。
- 1979年 1月 東京店頭市場に株式を公開（資本金3億3千万円）。
- 1986年 7月 香港に TRIACE LIMITED を設立（現・連結子会社）。
- 1988年 3月 中国に上海駐在員事務所を設置。
- 1998年10月 千葉県松戸市に(株)ペットランドを設立（現・(株)ペピカ 現・連結子会社）。
- 2001年10月 中国に青島駐在員事務所を設置。
- 2002年 5月 東京都台東区に(株)ビルケンシュトックジャパンを設立（現・(株)ベネクシー 現・連結子会社）。
- 2002年10月 中国に三暉国際貿易（上海）有限公司を設立（現・連結子会社）。
- 2003年 7月 三發電器製造廠有限公司と三栄電器香港有限公司を合併し、三發電器製造廠有限公司（現・連結子会社）を存続会社とする。
- 2004年12月 日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
- 2005年12月 (株)ビルケンシュトックジャパンの本社事務所を東京都港区に移転。
- 2007年 4月 愛知県名古屋市東区に(株)エス・シー・テクノを設立。
- 2007年 7月 東京都墨田区の(株)m hエンタープライズを子会社化。
- 2007年12月 千葉県松戸市に(株)リリーベットの設立（現・連結子会社）。
- 2011年 4月 中国に三發電器製品（東莞）有限公司を設立（現・連結子会社）。
- 2011年 5月 中国に三栄貿易（深圳）有限公司を設立（現・連結子会社）。
- 2011年12月 東京都台東区にヴェーエムエフ ジャパン コンシューマーグッズ(株)を設立（現・(株)エッセンコーポレーション 現・連結子会社）。
- 2012年 5月 (株)m hエンタープライズの本社事務所を東京都台東区に移転。
- 2012年10月 東京都台東区に(株)L & Sコーポレーションを設立（現・連結子会社）。
- 2013年10月 普通株式5株につき1株の株式併合を実施、単元株式数を1,000株から100株に変更。
- 2015年 8月 (株)エス・シー・テクノの本社事務所を東京都台東区に移転。
- 2015年 9月 (株)ペットランド、(株)リリーベットの本社事務所を千葉県市川市に移転。
- 2016年 4月 (株)ビルケンシュトックジャパンを(株)ベネクシーに商号変更。
- 2016年 8月 (株)ペットランドを(株)ペピカに商号変更。
- 2016年10月 創業70周年を迎える。
- 2017年10月 ヴェーエムエフ ジャパン コンシューマーグッズ(株)を(株)エッセンコーポレーションに商号変更。
- 2019年10月 ベトナムのホーチミンにTRIACE VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立（現・連結子会社）。

2019年11月 (株)ベネクシーの本社事務所を東京都千代田区に移転。
2020年 1月 (株)エス・シー・テクノと(株)m hエンタープライズを合併し、(株)ゼリックコーポレーションに商号変更(現・連結子会社)。

3【事業の内容】

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社および子会社17社で構成されており、国内・海外拠点ともに生活関連用品事業を主たる業としております。

セグメントごとの主な事業内容ならびに当該事業の位置づけは、次のとおりであります。

(1) 報告セグメント

報告セグメントの名称	主要な事業内容	主な会社名
家具家庭用品事業	リビング家具、ダイニング家具、子供用家具、キッチン関連用品、インテリア用品、収納用品等の企画・輸出輸入販売	当社 SANYEI CORPORATION(MALAYSIA) SDN. BHD. 三暉国際貿易(上海)有限公司 TRIACE LIMITED TRIACE VIETNAM COMPANY LIMITED 三栄貿易(深圳)有限公司
	テーブルウェアの輸入販売	(株)エッセンコーポレーション
服飾雑貨事業	服飾雑貨等の企画・輸出輸入販売	当社 TRIACE LIMITED 三暉国際貿易(上海)有限公司
	ドイツのコンフォートシューズの輸入販売、セレクトショップの運営	(株)ベネクシー
	ファッションバッグ等の輸入販売	(株)L & S コーポレーション
家電事業	理美容家電、調理家電、家事家電等の企画・輸出輸入販売	当社 (株)ゼリックコーポレーション
	OEM製品の輸出、ODM製品・自社製品の輸出	三發電器製造廠有限公司
	OEM製品の製造、ODM製品・自社製品の開発・製造	三發電器製品(東莞)有限公司
	OEM製品の輸出輸入販売	三暉国際貿易(上海)有限公司

(2) その他のセグメント

セグメントの名称	主要な事業内容	主な会社名
その他	ペット関連用品の企画・輸出輸入販売	当社
	ペットショップの運営	(株)ペピカ
	動物病院の運営	(株)リリーペット
	輸送資材・生活雑貨等の企画・販売	(株)サムコ
	事務代行業務	三栄興産(株)
	リエゾン活動（欧州市場向け取引における支援活動・情報収集）	SANYEI (DEUTSCHLAND) G.m.b.H

以上を事業系統図によって示すと、次のとおりとなります。

事業系統図

		報告セグメント			その他			
		家具 家庭用品	服飾雑貨	家電	その他			
国内 ・ 海外	販売	(海外販売会社)				仕入	国内 ・ 海外	
		SANYEI CORPORATION (MALAYSIA) SDN.BHD. (マレーシア)		-	-			-
		三暉国際貿易(上海)有限公司(中国)						-
		三發電器製造廠有限公司(香港)	-	-				-
		三發電器製品(東莞)有限公司(中国)	-	-				-
		TRIACE LIMITED(香港)			-			-
		TRIACE VIETNAM COMPANY LIMITED(ベトナム)		-	-			-
		三栄貿易(深圳)有限公司(中国)		-	-			
SANYEI (DEUTSCHLAND) G.m.b.H(ドイツ)	-	-	-					
		販売	販売	販売	販売			
海外	販売	(株)三栄コーポレーション				仕入	海外	
			販売	販売	販売			販売
顧客	販売	(国内販売会社)				仕入	先	
		(株)サムコ	-	-	-			
		(株)ペピカ	-	-	-			
		(株)エッセンコーポレーション		-	-			-
		(株)ベネクシー	-		-			-
		(株)L & Sコーポレーション	-		-			-
(株)ゼリックコーポレーション	-	-		-				
		(サービス会社等)						
		三栄興産(株)	-	-	-		注2	
		(株)リリーベット	-	-	-			
		三栄洋行有限公司(香港)	-	-	-			

(注) 1 関係会社別に当該セグメントを取り扱っている場合には とし、取り扱っていない場合には として表記しております。

2 三栄興産(株)は、当社グループ向けサービス業を主業としております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合(%)	被所有割合(%)	
(連結子会社)						
三栄洋行有限公司	香港 九龍	千HK\$ 2	その他	100.0	-	役員の兼任1名
SANYEI CORPORATION (MALAYSIA) SDN. BHD. (注) 4	マレーシア ク アラランプール	千MYR 1,000	家具家庭用品	100.0 (100.0)	-	役員の兼任1名 生活関連用品の購入
(株)ペピカ	千葉県市川市	千円 100,000	その他	100.0	-	役員の兼任1名 生活関連用品の販売
(株)リリーベツト (注) 4	千葉県市川市	千円 7,000	その他	70.0 (70.0)	-	役員の兼任1名
TRIACE LIMITED (注) 2、6	香港 九龍	千HK\$ 15,000	家具家庭用品、 服飾雑貨	100.0	-	役員の兼任3名 生活関連用品の購入 債務保証
三發電器製造廠有限公 司(注) 2、4	香港 九龍	千HK\$ 25,000	家電	100.0 (100.0)	-	役員の兼任2名 生活関連用品の購入
三發電器製品(東莞) 有限公司(注) 2、4	中国 東莞	千RMB 16,693	家電	100.0 (100.0)	-	役員の兼任2名
(株)サムコ	東京都台東区	千円 50,000	その他	100.0	-	役員の兼任2名 生活関連用品の購入・ 販売
(株)ベネクシー (注) 6	東京都千代田区	千円 90,000	服飾雑貨	100.0	-	役員の兼任1名 生活関連用品の販売
SANYEI (DEUTSCHLAND) G.m.b.H	ドイツ デュッ セルドルフ	千EURO 51	その他	100.0	-	役員の兼任1名 生活関連用品の購入 債務保証
三栄興産(株)	東京都台東区	千円 28,200	その他	100.0	-	-
三暉国際貿易(上海) 有限公司	中国 上海	千RMB 3,310	家具家庭用 品、服飾雜 貨、家電	100.0	-	役員の兼務2名 生活関連用品の購入・ 販売
三栄貿易(深圳)有限 公司(注) 4	中国 深圳	千RMB 1,000	家具家庭用 品、その他	100.0 (100.0)	-	役員の兼任1名
(株)ゼリックコーポレ ーション(注) 7	東京都台東区	千円 100,000	家電	100.0	-	役員の兼任2名 生活関連用品の販売
(株)エッセンコーポレ ーション	東京都台東区	千円 90,000	家具家庭用品	100.0	-	役員の兼任2名 生活関連用品の販売
(株)L & Sコーポレ ーション(注) 5	東京都台東区	千円 90,000	服飾雑貨	100.0	-	役員の兼任2名 債務保証
TRIACE VIETNAM COMPANY LIMITED (注) 4	ベトナム ホー ーチミン	千VND 2,306,900	家具家庭用品	100.0 (100.0)	-	役員の兼任1名

- (注) 1 主要な事業の内容欄は、セグメント別に記載しております。
 2 特定子会社に該当しております。
 3 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
 4 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数となっております。
 5 ㈱L & Sコーポレーションは、債務超過会社で、債務超過の額は2019年12月時点で1,497百万円となっております。
 6 TRIACE LIMITEDおよび㈱ベネクシーについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要科目	TRIACE LIMITED	㈱ベネクシー
売上高(百万円)	12,022	5,412
経常利益(百万円)	676	515
当期純利益(百万円)	612	707
純資産額(百万円)	2,265	1,192
総資産額(百万円)	3,555	6,002

- 7 当社連結子会社であった㈱エス・シー・テクノおよび㈱mhエンタープライズは、2020年1月1日付で合併し、商号を㈱ゼリックコーポレーションに変更しております。その結果、当連結会計年度末(2020年3月31日)における連結子会社の数は17社となっております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
家具家庭用品事業	126 (95)
服飾雑貨事業	391 (177)
家電事業	133 (213)
報告セグメント計	650 (485)
その他	110 (40)
合計	760 (525)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
100 (56)	41才6ヶ月	9年5ヶ月	6,669,025

セグメントの名称	従業員数(名)
家具家庭用品事業	36 (29)
服飾雑貨事業	41 (16)
家電事業	15 (5)
報告セグメント計	92 (50)
その他	8 (6)
合計	100 (56)

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数(契約社員等)は()内に平均人員を外数で記載しております。

2 従業員(臨時従業員を除く)の平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 企業理念・経営ビジョン

<企業理念>：「随縁の思想」

当社グループは、企業理念として創業以来「随縁の思想」を掲げております。「随縁」とは、「縁に随（したが）い縁を活かす」ことであり、人と人との出会い、そこから生まれる絆を大切に思い、互いに尊重し合い、助け合い、発展し合う、という思想のことを言い表したものです。

<経営ビジョン>：「三栄コーポレーションは真に優れた生活用品を提供します。『健康と環境』をテーマに健やかで潤いのある暮らしを創造します。」

当社グループはこの経営ビジョンの下、皆様がそれを選ぶことで幸せを感じる「暮らしに良いもの」を提供することで、当社グループが永続的に存続し続け、ステークホルダーの皆さまを始めとする社会全体の利益となることを経営の基本方針としております。

(2) 中長期的な経営戦略

当社グループは長期的に安定した収益を確保する経営基盤の確立が、永続的な企業存続やステークホルダーの皆さまの利益に資するとの考えから、7%程度の経常利益率を目標として掲げています。しかしながら2020年度（2021年3月期）は、期初より新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況ではありますが、私共といたしましては、100年企業を目指す上で、以下の重点施策の実現に向けて引き続き注力してまいります。

(重点施策)

サプライチェーンの高度化・マーケティング能力向上・プロ集団の育成
ブランディング実践によるブランド力の強化・新ブランドの市場投入促進
果敢なチャレンジの継続
投下資本効率重視・PDCAの実践
人材強化
新しい業務基盤の活用促進
ローコストオペレーションの推進
グローバル管理態勢の深化によるグループシナジー効果の発揮
攻めと守りのガバナンス推進

(3) 経営環境

当社グループは、お客様のブランド製品を製造・品質管理・物流まで一貫して提供するOEM事業と、OEM事業で培ってきた海外ビジネスの知識と経験を活用し、自社ブランドや海外の秀逸なブランドを販売するブランド事業という二つの事業の相乗効果を追求するビジネスモデルを展開しています。

OEM商品は、高い品質が求められる一方で厳しい価格競争に晒されており、専門性の一層の向上とともに、消費者ニーズを先取りした緻密な商品戦略が求められます。一方、ブランドビジネスは、自社ブランドの場合、商品がヒットすればするほど市場に競合商品が出回り、価格競争に陥りやすい傾向が有るため、価格以外の面で消費者にとっての魅力を開発し保持する必要があると考えています。また、海外の秀逸なブランドについては、日本での認知度が低いケースも多く、日本市場において一定の成果をあげるために、相応の時間と綿密な販売戦略を講じる必要があります。一方、日本で既に一定の知名度のあるブランドの場合でも、内外価格差を利用した並行輸入品との競合に陥るリスクがあり、有効な並行輸入品対策が求められます。なお、既に十分な知名度とともに当社グループにおいて相応の販売実績を挙げているブランドにつきましては、将来のより安定した収益体質を確保するための施策を講じることが求められます。

当社は事業の特性上、「事業等のリスク」でも記載しておりますとおり、国内外に複雑かつ長大なサプライチェーンを構築しております。今般の「コロナ禍」では、そのサプライチェーンが分断されるなど、これまで直面したことのないリスクに晒されるなど、経営の舵取りが益々難しい状況となってきております。しかしながら、当社の長い歴史の中で、幾多の難局を乗り越えてきたように、今後も柔軟な発想や高度な専門性を武器に目の前の難局を乗り切り、更なる成長を目指します。

(4) 対処すべき課題

(新型コロナウイルス感染症の影響と課題)

新型コロナウイルス感染症が世界規模で蔓延し、各国政府は都市封鎖、外出自粛、休業要請などの様々な感染症拡大防止措置を行っております。世界規模で人、物の動きが鈍化したことにより、世界経済全体が長期間に亘り停滞し、消費が大きく落ち込んだことで、当社グループの事業も大きな影響を受けています。営業面では、消費の落ち込みに伴う販売の鈍化に加え、中国を含む海外各地の自社工場や提携工場で製品を製造している当社の特性上、グループ全体のサプライチェーン(供給体制)も大きな影響を受けています。新型コロナウイルス感染症ははまだ終息の目途が立っておらず、2021年3月期における通期の経営成績への影響の大きさは把握困難な状況ですが、相当程度の大きさになるものと推測しております。新型コロナウイルスへの管理面での対応として、当社は事業継続計画(BCP)を発動し、社長以下の危機対策本部会議メンバーが定期的に会議を開催、従業員の安全確保のための在宅勤務や時差出勤

の推進、本社ビル内での感染リスク軽減施策、運転資金の確保など、コロナ禍で必要なりスク低減施策を講じております。また、感染症蔓延が長期化することも視野に、新しい生活様式に合わせた働き方を模索、改革を進めることも課題と認識しております。

(営業面の強化に関わる課題)

OEM事業の対処すべき課題

OEM事業では、お客様のブランド製品を、当社グループが有する世界規模のサプライチェーンを駆使して適切な価格でタイムリーにお届けしていますが、昨今のご要望の多様化・高度化に対応すべく、当社グループのサプライチェーンの精度・効率を一層進化させることが課題となります。さらに、マーチャンダイザー(企画営業担当者)の商品専門性やマーケティング能力を向上させ、単にお客様の設計や仕様に沿うだけでなく、健やかで潤いのある暮らしを創造する製品となるよう、企画立案からパッケージング、ロジスティックサポートに至るまで、積極的に関わることができるプロ集団となることを心掛けております。そしてこれこそが「健康と環境」をテーマに真に優れた生活用品を提供する当社グループの経営ビジョンに通じていくものと考えております。

ブランド事業の対処すべき課題

ブランド事業では、「健康と環境」をテーマとした、当社グループ独自のブランドあるいは海外の秀逸なブランドを主に日本市場において展開しております。ブランドが市場に受け入れられ、さらに浸透するには長い年月を経て共感とご満足をいただく必要があります。そのため、緻密な市場分析や消費動向分析、的確なセグメンテーション、効果的な販売促進や広報活動など、一貫したブランディングの実践により顧客満足度を向上させ、事業の安定化を盤石にしていくことが最重要課題となります。また、消費者の世界観と価値観が絶えず大きく変化することから、新たなブランドを継続的に市場投入することで新陳代謝を促すことも、サステナビリティの観点から重要な課題です。ブランド店舗運営に当たっては、ここ数年人材確保も課題であり、また、昨今のコロナ禍では多くの店舗が一時休業に追い込まれるなど、小売り事業固有の課題の克服も急務となります。

新規事業へのチャレンジ

当社グループは、長年に亘り様々な外部環境の変化に巧みに順応し、事業内容を柔軟に変化・対応させていくことで、幾多の困難も克服してまいりました。これからも激しく変動する外部環境に対処・順応して持続的に成長するため、果敢なチャレンジを継続することも重要課題となります。

安定的な収益基盤の強化

将来に亘り、安定した収益基盤を確立するためには、採算性を重視した事業を追求することが重要課題と認識しております。現在当社では、当社グループ全体を管理できる新基幹システムの導入を進めており、それにより各種経営情報・指標を容易に捕捉できる体制を構築中です。これをフル活用することで、ROIC(投下資本利益率)を重視した経営方針に準じた営業施策の導入と、そのPDCAサイクルの活性化に積極的に取り組むことが課題となります。

(管理面の強化に関わる課題)

個人のパフォーマンスを最大化するマネジメント

企業理念として掲げられた「随縁(縁に随(したが)い縁を活かす)の思想」の下、当社は人材を重要な資産と捉えています。今後とも、優秀な人材の安定的な確保に努めるとともに、教育・研修制度を充実させて社員教育・研修機会の創出・拡大を図ることで、経営環境の変化にも柔軟に対応できる次世代リーダーの人材育成に積極的に取り組んでまいります。

経営管理の高度化

経営判断の迅速化を可能とする付加価値の高い経営情報を提供するため、刷新した業務基盤システムの機能をフル活用し、経営指標算出の簡素化やリアルタイムで経営計数を共有できる体制の構築が課題です。さらに、業務の標準化・効率化により、ローコストオペレーションの推進に取り組みます。

グローバル管理態勢の深化

グローバルベースでのグループシナジー効果を最大限発揮し、経営効率を高めるため、レポート・決裁ラインの明確化、適材適所への人材配置の実現、現場への適切な権限委譲に取り組んでまいります。

攻めと守りのガバナンス推進

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、議論活性化を図るために取締役会に従来の「報告」と「決議」に加えて新たに導入した「審議」事項を活用し、高度化・複雑化した経営課題に迅速・果敢に取り組めます。また、攻めと守りが高い次元でバランスのとれたコーポレート・ガバナンスを実現するため、コーポレートガバナンス・コードへの積極的な対応に取り組めます。

なお、本項には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

2【事業等のリスク】

当社グループは、日本国内および海外において、生活用品を中心に多岐に亘る商品を提供するOEM事業と、主に日本市場において、自社ブランドあるいは本質にこだわった海外の秀逸なブランドの卸売および小売事業を展開しております。こうした事業活動の性質上、先行き予測が困難で不確実性の高い様々なリスクが内在しており、世界の政治経済情勢の変化や大規模な自然災害の発生、感染症の拡大等に起因して、これらのリスクが顕在化した場合には、将来の当社グループの事業活動や経営成績、財政状態などに大きく影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクを完全に排除することは困難ですが、当社グループではリスクマネジメント規程を制定し、それに基づき設立された組織横断的な各種の特定リスク小委員会を定期的に開催、リスクの適切な認識、迅速な対応を図ることで、リスクの極小化を図っています。

サプライチェーンに関するリスク

当社グループは、世界各地で製造した生活用品を様々な国や地域で販売しているため、原料・資材の調達から輸出入通関手続を含めたロジスティックまで複雑かつ長大なサプライチェーンを構築しています。これは、当社グループが最も得意とするところではありますが、感染症の世界的な蔓延など事前に想定しにくい事態が発生した場合にサプライチェーンが滞り、売上高に相応な影響を与える可能性があります。

このリスクを回避・低減するため、平時から製品の調達側、販売側双方の分散化を進めるとともに、万が一、リスク事象が顕在化したときには、リスクマネジメント委員会傘下のカンントリーリスク小委員会が営業本部と共同して、世界各地の拠点と連携してリスク事象の対応を行う体制を運用しています。

海外ブランド品の取扱いに関するリスクについて

当社グループでは、正規の販売代理店契約に基づいて、本質にこだわった海外の秀逸なブランドの卸売および小売事業を展開しております。海外ブランドの取扱いにあたっては、正規の販売代理店契約の条件内容の変化や、同契約を継続することに懸念が生じた場合、あるいは、新規に取り扱うこととなったブランドが様々な理由から計画通り進まなかった場合は、当該ブランドの事業活動は元より、当社グループの経営成績に多大な影響を与える可能性があります。

このリスクを回避するため、日本におけるブランド力の強化はもとより、精緻な販売計画の策定及びその計画の達成、ブランドホルダーとの良好な関係の維持に努めています。

事業継続リスク

当社グループは、わが国だけでなく世界各地で事業活動を営んでいるため、大規模自然災害や感染症の拡大など、様々なリスクに晒されております。事業活動地域において重大なリスクが顕在化した場合は、当社グループの事業活動、ひいては事業継続に重大な影響を与える可能性があります。

このリスクを回避・低減するため、危機管理基本マニュアルや事業継続計画(BCP)に基づいて、リスクマネジメント委員会傘下の危機対策本部が即応する体制を整備するだけでなく、平時においても危機対策本部事務局会議を定期開催して、潜在リスクに関する情報収集やリスクが顕在化した際の対応策について検討を行っております。

市場リスクについて

(為替変動リスク)

当社グループは、輸出入取引に付随し様々な為替相場の変動リスクに晒されおり、円相場の大幅な変動により輸入商品の価格競争力が大幅に失われた場合には、当社グループの経営成績に大きな影響を与える可能性があります。

こうしたリスクを回避・低減するため、為替決済が生じる日本への輸入商流の比率を相対的に引き下げることを進めるとともに、定期的に開催される市場リスク小委員会が為替相場の変動状況をチェックしています。また、基本的に輸入製品には為替を予約してリスクヘッジを行っています。

(金利変動リスク)

当社グループは、おもに運転資金に充当するため、円建ておよび米ドル建ての借入が発生します。いずれも金利変動リスクに晒されており、特に短期市場金利が急騰した場合は、金利負担の急増により、当社グループの経営成績や財務状態に大きく影響を与える可能性があります。

このリスクを回避・低減するため、円建て借入については、CMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)を利用したグループベースでの借入金残高の圧縮や、長期固定金利借入や実需の範囲内で金利スワップなどのリスクヘッジ手段を適宜導入することにより、金利変動リスクの抑制を図っております。

(流動性リスク)

当社グループは、仕掛品や製品在庫、設備投資などの運転資金ニーズに加え、危機管理下における事業継続のための資金繰りを支える流動性の確保も必要と考えています。事業継続等の観点から急激な増加資金需要にも耐えうる安定的なキャッシュフローを確保するため、取引金融機関との関係強化や資金調達手法の多様化に取り組んでいます。外貨流動性については、主取引銀行との間で中長期多通貨コミットメントラインを設定することにより、日本国内における米ドル資金調達時の流動性リスクをヘッジしています。

信用リスクについて

当社グループでは、国内外の取引先に対し、必要に応じて、売掛金、前渡金、保証等の信用供与を行っております。こうした信用リスクに対しては、売掛債権を補償する取引先信用保険の付保や、過去の実績を基にした引当金の設定を行っておりますが、取引先の財政状態の悪化などにより、回収遅延や債務不履行が発生した場合には、結果として、想定以上の金銭的損失が発生する可能性があります。

このリスクを回避・低減するため、与信管理規程に基づいた適切な与信限度額の設定、定期的な与信限度額見直の体制を運用するとともに、与信リスク小委員会において与信状況を定期的に監督しています。また、リスク低減には、販売市場の分散にも取り組む必要があると考えています。なお、万が一に備えて取引信用保険や輸出保険の付保により、リスク移転措置も講じております。

コンプライアンス(法令遵守)に関するリスクについて

当社グループは、生活関連用品を中心に多岐に亘る商品を国内外で提供しており、わが国を含む世界各国で制定、施行されている各種法令および規制などを遵守することに努めております。しかしながら、複数の当事者を介して行う取引も多く、予防的措置を講じているにも関わらず、結果として法令や規制などに違反する事態に至るなど、場合によっては、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。また、これからの法令や規制などが大きく変更された場合には、取引の継続が困難となる可能性や必要な対策に多額の費用を要する可能性があります。

こうしたリスクを回避するため、法務リスク小委員会において法改正情報の入手や法令遵守の状況を監督しています。また、情報管理委員会小委員会を定期開催し、個人情報管理の管理体制を監督する体制を整えています。

商品の品質問題に関するリスクについて

当社グループは、提供している生活関連用品を中心とした商品の品質管理を徹底するとともに、製造物賠償責任保険に加入しております。しかしながら、万が一、重大な製造物賠償責任が発生した場合は、信用、ブランド・イメージが大幅に低下する可能性があり、さらに、製造物賠償責任保険の付保金額を大幅に超える賠償金支払義務が発生した場合には、当社グループの事業活動や経営成績、財政状態などに大きく影響を及ぼす可能性があります。

このリスクを回避するため、製造販売部門に専門の知識経験を有する品質管理担当(QA)を配置して品質管理を徹底することはもちろんのこと、万が一に備えて製造物賠償責任保険(PL保険)を付保してリスク移転措置を講じております。

なお、本項には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概況ならびに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、底堅く推移している企業業績を背景として雇用・所得環境の改善傾向が持続するなど、概ね緩やかな景気回復基調を辿りました。しかしながら、第4四半期に入ってから新型コロナウイルス感染症が世界的に急拡大したことで、内外経済に直接的な影響を与えており、日本経済を取り巻く環境は極めて厳しい状況となりました。

当社グループは、お客様のブランド商品を製造・品質管理・物流まで一貫して提供する「OEM事業」と、OEM事業で培ってきた海外ビジネスの知識と経験を活用し、自社ブランドや海外の秀逸なブランドを販売する「ブランド事業」という二つの事業とその相乗効果を追求するビジネスモデルを展開しております。

当連結会計年度のOEM事業は、服飾雑貨事業セグメントで売上げが増加しましたが、家具家庭用品事業セグメントおよび家電事業セグメントの売上げが減少したことにより事業全体では減収となりました。ブランド事業につきましては、服飾雑貨事業セグメントの売上げが減少しましたが、家具家庭用品事業セグメントおよび家電事業セグメントの売上増加を主因に、事業全体で増収となりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高につきましては、前期比3.0%減少の412億1千7百万円となりました。利益面につきましては、売上高は減少したものの、顧客ポートフォリオの見直しにともない売上総利益率が改善したことにより、売上総利益は前期比1億1千5百万円増加の122億4千4百万円となりました。営業利益につきましては、売上総利益の増加に加え、販管費削減が進んだことにより前期比5億6千3百万円増加の13億1千5百万円となりました。経常利益につきましては、前期比5億1千4百万円増加の13億4千2百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、子会社小売店舗の固定資産の減損損失等の特別損失の計上や、子会社の繰延税金資産の取崩しによる法人税等調整額の計上により、前期比3百万円減少の1億9千1百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

(家具家庭用品事業)

当報告セグメントの売上高は、前期比6.7%減少の185億2百万円となりました。OEM事業では、欧米向け家庭用品の売上げが大幅に減少したことを主因に減収となりました。ブランド事業においては、「MINT(ミント)」などの家具・インテリアのネットショップの売上増加により増収となりました。

セグメント利益につきましては、売上高は減少しましたが、採算性の観点から北米ビジネスを大幅に縮小したことにより売上総利益率の改善と販管費の削減が進んだことから、前期比5億8千4百万円増加の10億3千6百万円となりました。

(服飾雑貨事業)

当報告セグメントの売上高は、前期比2.1%減少の144億8千8百万円となりました。OEM事業では、トラベル商材を中心に国内向け売上げが増加しました。ブランド事業においては、ドイツのコンフォートシューズブランド「BIRKENSTOCK(ビルケンシュトック)」等を販売する(株)ベネクシーおよびベルギーのプレミアム・カジュアルバッグブランド「Kipling(キプリング)」を販売する(株)L&Sコーポレーションの売上げが減少しました。

セグメント利益につきましては、売上高の減少を主因に、前期比2千1百万円減少の5億7千3百万円となりました。

(家電事業)

当報告セグメントの売上高は、前期比3.6%増加の60億3千2百万円となりました。OEM事業では、中国国内向けの売上げが増加しましたが、日本向けが減少したことにより、減収となりました。ブランド事業においては、理美容家電・調理家電などを取扱う(株)ゼリックコーポレーションにおいて、理美容家電の国内向け売上げが好調に推移したことに加え、全体として海外向け売上げも伸長しました。なお、2020年1月1日付で、当社子会社であった(株)mhエンタープライズと(株)エス・シー・テクノは合併の上、商号を(株)ゼリックコーポレーションに変更し、家電事業セグメントにおけるブランド事業の更なる発展を目指し活動を開始しております。

セグメント利益につきましては、売上高が増加したことから、前期比9千4百万円増加の5億3千1百万円となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

生産実績

当連結会計年度におけるセグメントごとの生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	
	生産実績（千円）	前期比（％）
家具家庭用品事業	207,987	-
家電事業	2,026,323	6.4
合計	2,234,310	6.4

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

受注実績

当連結会計年度におけるセグメントごとの受注状況は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日			
	受注高（千円）	前期比（％）	受注残高（千円）	前期比（％）
家具家庭用品事業	17,120,426	12.4	3,495,045	28.3
服飾雑貨事業	14,376,412	6.3	1,887,392	5.6
家電事業	5,785,308	12.1	638,866	27.9
報告セグメント計	37,282,147	6.9	6,021,305	22.4
その他	2,606,499	35.0	518,431	383.1
合計	39,888,646	5.0	6,539,736	16.9

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

販売実績

当連結会計年度におけるセグメントごとの販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	
	販売高（千円）	前期比（％）
家具家庭用品事業	18,502,032	6.7
服飾雑貨事業	14,488,030	2.1
家電事業	6,032,108	3.6
報告セグメント計	39,022,171	3.5
その他	2,195,383	6.0
合計	41,217,555	3.0

（注） 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	前連結会計年度 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日		当連結会計年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
(株)良品計画	18,995,779	44.7	18,858,833	45.8

(注) 上記販売額には、(株)良品計画ならびに同社の子会社への売上高を記載しております。

次期連結会計年度の見通し

新型コロナウイルス感染症が世界規模で蔓延し、各国政府の感染拡大防止措置により、世界規模で企業活動が制約されたため、世界経済全体が長期間に亘り停滞し、各国の様々な市場での消費が大きく落ち込む状況が継続しております。そのため、当社グループが日本を含む世界各国で製造、卸売・小売販売している製品の販売数量にも大きな影響が出ており、また、当社グループは、中国を含む海外各地の自社工場や提携工場で製造した製品を調達している関係で、当社グループのサプライチェーン(供給体制)も大きな影響を受けております。

今後も第2波、第3波への懸念もあり、極めて厳しい状況が継続するものと思われませんが、本邦での5月25日の緊急事態宣言解除により、外出制限が段階的に解かれ経済活動が再開したことから、現時点で入手可能な情報や予測等に基づき、以下のように業績予想を算定しております。なお、業績予想の算定は、6月までの実績値に7月前半の受注状況や販売状況を踏まえ、売上高を前期比20%程度の減少と見込んでおります。

売上高につきましては、4月の緊急事態宣言発出によって、全国的に店舗休業を含む営業時間の短縮が行われたこと、当社グループにおいても同様に店舗休業等を行ったことから、各報告セグメントにおいて、OEM事業における受注減やブランド事業における販売機会の喪失がありました。緊急事態宣言解除後、店舗等徐々に再開しましたが、未だ消費者の購買意欲上昇は見られないことから、大幅な減収と予想しております。

利益面につきましても、サプライチェーンの高度化、Eコマースの強化や一貫したブランディングの実践、ローコストオペレーションの推進など、重点施策に取り組んでいくものの、売上減少予想により、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、大幅減益を見込んでおります。

このような状況の下、次期の業績につきましては、売上高310億円(前期比24.8%減少)、営業損失15億円、経常損失15億円、親会社株主に帰属する当期純損失16億円を予想しております。

なお、通期の業績見通しの前提となる為替レートは1米ドル110.00円としております。

(業績予想に関する留意事項)

本資料における業績予想および将来の予測等に関する記述は、当連結会計年度末現在で入手した情報に基づき判断した予想であり、潜在的なリスクや不確実性が含まれております。

従いまして、実際の業績は様々な要因により、これらの業績予想とは異なることがありますことをご承知おきください。

(2) 財政状態

流動資産

「現金及び預金」や「商品及び製品」などが増加しましたが、「受取手形及び売掛金」が18億7千3百万円減少したことにより、当連結会計年度末の流動資産は前連結会計年度末と比べて17億8千万円減少の165億6千1百万円となりました。

固定資産

「有形固定資産」が増加しましたが、「投資有価証券」が減少したことを主因に、当連結会計年度末の固定資産は前連結会計年度末と比べて12億5千7百万円減少の56億3千2百万円となりました。「投資有価証券」は13億4千9百万円減少しましたが、これは主に、政策保有株式の時価評価が下落したことによるものです。

流動負債

「短期借入金」や「1年内返済予定の長期借入金」などの減少により、当連結会計年度末の流動負債は前連結会計年度末と比べて47億4千2百万円減少の69億1千3百万円となりました。「短期借入金」は36億1百万円の減少となりましたが、これは、前連結会計年度末が金融機関の休日と重なったことから大口の売掛金の回収が当期初にずれ込んだため期末超えのつなぎ資金として運転資金を調達していたことと、新規での長期固定金利借入（社債発行を含む）の実行により、20億円を返済したことによります。また「1年内返済予定の長期借入金」は9億5千万円の減少となりましたが、期日到来での借り換えにより、固定負債の「社債」および「長期借入金」に振り替わっております。

固定負債

主に「繰延税金負債」の減少と「社債」および「長期借入金」の増加により、当連結会計年度末の固定負債は前連結会計年度末と比べて27億5千4百万円増加の38億6千2百万円となりました。「社債」および「長期借入金」はそれぞれ19億5千万円、10億円、増加しましたが、このうち20億円は新規の長期固定借入（社債発行含む）によるもので、9億5千万円は期日到来での借り換えにより「1年内返済予定の長期借入金」から振り替わっております。「繰延税金負債」は4億1千9百万円の減少となりましたが、これは「投資有価証券」の時価評価が下落したことに伴うものです。

純資産

主に「その他有価証券評価差額金」の減少により当連結会計年度末の純資産は前連結会計年度末と比べて10億5千万円減少の114億1千7百万円となりました。「その他有価証券評価差額金」は9億2千万円の減少となりましたが、これは「投資有価証券」の時価評価が下落したことに伴うものです。

この結果、自己資本比率は51.0%、1株当たり純資産は4,792円88銭となりました。

(3) キャッシュ・フローの概況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べて3億1百万円増加の50億7千5百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、29億2千3百万円（前期は5億7千6百万円のキャッシュイン）となりました。

税金等調整前当期純利益は、売上総利益、営業利益および経常利益が増加となったことを主因に、前期比2億8千1百万円増加となる10億6千6百万円となりました。

非資金費用である減価償却費は、新基幹システム導入により前期比8千2百万円増加の5億6千9百万円となりました。また、子会社小売店舗の固定資産について減損損失を計上し、減損損失は前期比2億7百万円増加の2億1千5百万円となりました。

売上債権につきましては、北米向けOEMビジネスを抜本的に見直したことや、前連結会計年度末が金融機関の休日と重なった影響で大口の売掛金の回収が当期初にずれ込んだことから、17億9千9百万円の減少となりました。

法人税等の支払額は、前期比2千7百万円増加の6億4千9百万円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、6億円（前期は6億3千8百万円のキャッシュアウト）となりました。これは主に、ブランド販売子会社による店舗網拡充や、新商品の金型投資などの有形固定資産の取得として4億7千9百万円を支出したことや、新基幹システムに関わるソフトウェアの取得として1億5千8百万円を支出したことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、19億8千万円(前期は3億1千5百万円のキャッシュイン)となりました。

短期借入金が36億1百万円減少しましたが、これは、前連結会計年度末は金融機関の休日と重なったことから大口の売掛金の回収が当初にずれ込んだため期末超えのつなぎ資金として運転資金を調達していたことと、新規での長期固定金利借入(社債発行を含む)の実行により、20億円を返済したことによります。

なお、社債の発行による収入が19億5千万円、長期借入れによる収入が10億円ありましたが、うち9億5千万円は1年内返済長期借入金の期日到来による借り換え、20億円は新規での長期固定金利借入(社債発行を含む)の実行によるものです。

また、配当金の支払額は3億7千6百万円となりました。

(参考)キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
自己資本比率(%)	47.5	55.1	51.8	48.9	51.0
時価ベースの自己資本比率(%)	42.1	37.8	35.7	29.5	30.1
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	1.5	2.6	6.5	11.6	1.8
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	61.9	34.9	28.7	15.0	71.2

(注) 1 各項目における算出式は、以下のとおりであります。

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

2 いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

3 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

4 キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

5 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

6 利払いは、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

資金需要

当社グループの主要な資金需要は、たな卸資産の購入のほか、人件費、販売費及び一般管理費等の費用ならびに当社グループの設備の新設および改修等に係る投資となります。また、今後、当社グループの新たな収益源となり、企業価値向上に資するとの判断から、M&Aを含む新規事業への投資も資金需要の対象となります。

財務政策

資金需要の財源といたしましては、営業活動によるキャッシュ・フローおよび自己資金のほか、主要取引銀行から供与された円資金借入枠に基づく借入金となります。なお、当社および国内関係会社との間でCMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)を導入しており、これにより、各社における余剰資金を当社へ集中し一元管理することで、資金効率の向上に努めています。また、「流動性の確保」「金利上昇リスクのヘッジ」等を目的に社債の発行および長期借入金の実行もしております。

一方、当社では、為替相場変動リスクのヘッジ方法の一貫として、国内OEM取引先との間で商品代金等の決済を米ドル建てで行う契約を締結しています。このため、短期のつなぎ資金として米ドル資金が必要となりますが、その調達源として、当社では、主要取引銀行との間で中長期多通貨コミットメントラインを締結しております。これにより、今後、本邦において米ドル資金調達リスクが想定外に顕在化した場合でも、米ドル資金の流動性を確保することができます。

(4)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり、以下の重要な会計方針が、当社の連結財務諸表の作成において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすものと考えております。

当該判断や見積りにおいては、従来の方法に加えて、新型コロナウイルス感染症の今後の影響を考慮する必要がありますが、「第5 経理の状況」の(追加情報)に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の終息時期やその拡大にともなう事業活動への影響について見通すことは困難であるため、当社グループでは足元の業績状況を踏まえ、2021年3月期中に概ね収束するものと仮定して、各種判断や見積りを行っております。

なお、当該見積りは、新型コロナウイルス感染症の収束時期および経済環境への影響が変化した場合には、当該見積りの結果に影響し、翌連結会計年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

貸倒引当金

当社グループは、顧客の支払不能時に発生する損失として過去の貸倒実績率により、貸倒引当金を見積り計上しております。顧客の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要になる可能性があります。

また、当社においては子会社への貸付金等債権があり、子会社の支払能力について毎期検討をしております。支払能力が低いと判断した場合には追加引当が必要な可能性があります。

投資の減損

当社グループは、特定の顧客および金融機関に対する株式を所有しております。これらの株式には価格変動性が高い公開会社の株式と株価の決定が困難である非公開会社の株式が含まれます。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、一定の基準に基づいて投資の減損処理をしております。将来の市況悪化または投資先の業績不振により現在の帳簿価額に反映されていない損失または帳簿価額の回収不能が発生した場合は、評価損の計上が必要になる可能性があります。

また、当社においても子会社への投資について、1株当たり純資産額と取得価額とを比較して1株当たり純資産が取得価額の50%以下となる場合は減損処理の要否を検討し回収不能と判定した場合は評価損の計上が必要になる可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産を計上する場合に将来の課税所得を合理的な予想に基づき回収可能性を検討しておりますが、繰延税金資産の一部を将来回収できないと判断した場合、当該判断を行った期間に繰延税金資産の一部を費用として計上する可能性があります。

固定資産の減損損失について

当社グループは、経営環境の変化や収益性の低下等により、事業等に供する土地、建物や小売店内装等の投資額の回収が見込めなくなった場合には、固定資産の減損損失を追加計上が必要になる可能性があります。

棚卸資産の評価について

当社グループが取り扱う商品は特性上、陳腐化など発生しにくいものとなりますが、顧客需要の減少などによる滞留在庫や過剰在庫の発生に備え、一定のルールで滞留期間や過剰割合を算出し、一定の割合で簿価切り下げを行っておりますが、見込みを超える経済環境の変化等が発生した場合は、評価損の追加計上が必要になる可能性があります。

4【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

5【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資額は637百万円で、この主たるものは、情報システム投資、新店舗内装工事、工場関連投資および金型投資であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社および連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
本社・東京支社 (東京都台東区)	家具家庭用品 事業、服飾雑 貨事業、家電 事業、その他	事務所	721,780	9,483	293,544 (565.28)	8,068	10,197	1,043,073	98 [39]
行田倉庫 (埼玉県行田市)	家具家庭用品 事業、服飾雑 貨事業	倉庫	27,662	-	119,000 (3,764.02)	-	3,082	149,744	- [-]
大川事業所 (福岡県久留米 市)	家具家庭用品 事業	事務所兼 倉庫 (注)2	1,539	-	-	-	850	2,389	2 [17]

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、主に工具、器具及び備品であります。
2 建物の一部を賃借しております。年間賃借料は、32,010千円であります。
3 []内は外数で平均臨時従業員数を記載しております。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
(株)ペピカ	本社、松 戸店他6 店 (千葉県 市川市 他)	その他	事務所店舗 (注)2	78,171	332	250,248 (3,059.33)	-	7,786	336,538	67 [24]
(株)ベネクシー	本社、原 宿店他63 店 (東京都 港区他)	服飾雑貨 事業	事務所店舗 (注)3	346,528	1,887	-	-	94,399	442,815	275 [57]

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、主に工具、器具及び備品であります。
2 建物の一部を賃借しております。年間賃借料は、44,110千円であります。
3 建物の一部を賃借しております。年間賃借料は、900,163千円であります。
4 []内は外数で平均臨時従業員数を記載しております。

(3)海外子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
三發電器製品 (東莞)有限 公司 (中国)	中国 東莞	家電事業	工場 (注)2	-	47,705	-	-	62,170	109,875	82 [188]
SANYEI CORPORATION (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシ ア クア ラルン プール	家具家庭 用品事業	事務所工場 (注)3	13,063	89,990	-	-	14,325	117,378	59 [-]

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、主に工具、器具及び備品であります。
2 建物の一部を賃借しております。年間賃借料は、79,498千円であります。
3 建物の一部を賃借しております。年間賃借料は、23,127千円であります。
4 []内は外数で平均臨時従業員数を記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ(当社および連結子会社)の設備投資計画については、各社が個別に策定していますが、当社において予算統制などグループ全体の調整を図っております。当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修等の計画は以下のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の譲渡
該当事項はありません。
- (3) 重要な設備の改修
該当事項はありません。
- (4) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,800,000
計	8,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年7月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,552,946	2,552,946	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であ り、権利内容に何ら 限定のない当社にお ける標準となる株式 単元株式数 100株
計	2,552,946	2,552,946	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2020年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2005年6月29日 定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役7名
新株予約権の数(個)	5 [5]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000 [1,000] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2005年7月1日 至 2035年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	・新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。

- 2 2013年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行った。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数を新株予約権1個につき200株とする。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2006年6月29日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役6名
新株予約権の数(個)	4 [4]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 800 [800] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2006年8月2日 至 2036年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	・新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。
- 2 2013年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行った。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数を新株予約権1個につき200株とする。

決議年月日	2007年6月28日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5名
新株予約権の数(個)	4 [4]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 800 [800] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2007年8月2日 至 2037年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	・新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。
- 2 2013年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行った。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数を新株予約権1個につき200株とする。

決議年月日	2008年6月27日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役7名および執行役員3名
新株予約権の数(個)	18 [18]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,600 [3,600] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2008年8月2日 至 2038年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当を受けた者は、取締役は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、執行役員は当社の従業員としての身分を失った日(退職日)の翌日から、それぞれ10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。
- 2 2013年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行った。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数を新株予約権1個につき200株とする。

決議年月日	2009年6月26日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役7名および執行役員4名
新株予約権の数(個)	29 [29]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,800 [5,800] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2009年8月4日 至 2039年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当を受けた者は、取締役は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、執行役員は当社の従業員としての身分を失った日(退職日)の翌日から、それぞれ10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。
- 2 2013年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行った。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数を新株予約権1個につき200株とする。

決議年月日	2010年6月29日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役7名、執行役員4名および参与3名
新株予約権の数(個)	18 [18]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,600 [3,600] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2010年8月3日 至 2040年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当を受けた者は、取締役は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、執行役員および参与は当社の従業員としての身分を失った日(退職日)の翌日から、それぞれ10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。
- 2 2013年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行った。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数を新株予約権1個につき200株とする。

決議年月日	2011年6月29日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役7名、執行役員4名および参与3名
新株予約権の数(個)	19 [19]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,800 [3,800] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2011年8月2日 至 2041年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当を受けた者は、取締役は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、執行役員および参与は当社の従業員としての身分を失った日(退職日)の翌日から、それぞれ10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。
- 2 2013年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行った。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数を新株予約権1個につき200株とする。

決議年月日	2012年6月28日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役9名、執行役員3名および参与3名
新株予約権の数(個)	18 [18]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,600 [3,600] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2012年8月2日 至 2042年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当を受けた者は、取締役は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、執行役員および参与は当社の従業員としての身分を失った日(退職日)の翌日から、それぞれ10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。
- 2 2013年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行った。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数を新株予約権1個につき200株とする。

決議年月日	2013年6月27日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役7名、執行役員5名および参与2名
新株予約権の数(個)	12 [12]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,400 [2,400] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2013年8月2日 至 2043年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当を受けた者は、取締役は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、執行役員および参与は当社の従業員としての身分を失った日(退職日)の翌日から、それぞれ10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。
- 2 2013年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行った。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数を新株予約権1個につき200株とする。

決議年月日	2014年6月27日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役7名、執行役員4名および参与3名
新株予約権の数(個)	16 [16]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,200 [3,200] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2014年8月4日 至 2044年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当を受けた者は、取締役は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、執行役員および参与は当社の従業員としての身分を失った日(退職日)の翌日から、それぞれ10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。

決議年月日	2015年6月26日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役8名、執行役員1名および参与3名
新株予約権の数(個)	18 [15]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,600 [3,000] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2015年8月4日 至 2045年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当を受けた者は、取締役は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、執行役員および参与は当社の従業員としての身分を失った日(退職日)の翌日から、それぞれ10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。

決議年月日	2016年6月29日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役7名、執行役員2名および参与2名
新株予約権の数(個)	17 [14]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,400 [2,800] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2016年8月2日 至 2046年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当を受けた者は、取締役は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、執行役員および参与は当社の従業員としての身分を失った日(退職日)の翌日から、それぞれ10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。

決議年月日	2017年6月29日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役11名、執行役員1名および参与1名
新株予約権の数(個)	22 [20]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,400 [4,000] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2017年8月2日 至 2047年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当を受けた者は、取締役は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、執行役員および参与は当社の従業員としての身分を失った日(退職日)の翌日から、それぞれ10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千 円)	資本準備金残 高(千円)
2013年10月1日	10,211,786	2,552,946	-	1,000,914	-	645,678

(注) 2013年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未 満株式の 状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	6	14	76	22	8	3,264	3,390	-
所有株式数 (単元)	-	2,670	902	3,964	609	88	17,198	25,431	9,846
所有株式数 の割合(%)	-	10.50	3.55	15.59	2.39	0.35	67.62	100.00	-

(注) 自己株式193,614株は、「個人その他」に1,936単元および「単元未満株式の状況」に14株を含めて記載してあります。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	114	4.84
東銀リース(株)	東京都中央区日本橋2-7-1	111	4.73
三栄コーポレーション取引先持株会	東京都台東区寿4-1-2	106	4.51
SMB C日興証券(株)	東京都千代田区丸の内3-3-1	75	3.21
水谷 裕之	千葉県船橋市	63	2.70
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	63	2.67
三栄グループ従業員持株会	東京都台東区寿4-1-2	51	2.20
綜通(株)	東京都中央区八丁堀2-20-8	49	2.10
三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区丸の内1-4-1	42	1.78
村瀬 司	東京都台東区	39	1.67
計	-	717	30.41

(注) 上記のほか、当社は自己株式を193,614株所有しており、発行済株式総数に対する割合は7.6%であります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 193,600	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,349,500	23,495	同上
単元未満株式	普通株式 9,846	-	同上
発行済株式総数	2,552,946	-	-
総株主の議決権	-	23,495	-

(注)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式が14株含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(株)三栄コーポレーション	東京都台東区 寿4-1-2	193,600	-	193,600	7.6
計	-	193,600	-	193,600	7.6

2【自己株式の取得等の状況】

〔株式の種類等〕 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	201	711
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りおよび売渡しによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権の権利行使)	8,000	15,870	1,600	3,176,000
その他 (譲渡制限付株式の交付)	6,900	13,682	-	-
保有自己株式数	193,614	-	192,014	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りおよび売渡しによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

・利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。また、将来の事業展開や不測の事態に備えて、内部留保による財務体質の充実に努め、経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する配当につきましては、当社グループの財政状態、今後の業績動向や資金需要などを総合的に判断し決定することとしています。

・配当決定に関する基本方針

当社グループは、100年企業を目指すため、取締役会において、『随縁の思想』を新たに企業理念として決議いたしました。『随縁の思想』とは、縁に随って出会った人々がお互いに助け合うことを大切にする考え方で、当社創業時からの経営思想でもあります。この企業理念の下、当社との縁を紡がれた株主の皆様への配当は、株主の皆様が安心して当社株式を長期保有していただけるよう、可能な限り継続的に実施することとしています。

なお、剰余金の配当等の決定機関は、定款に定めるとおり取締役会に授權されております。

(2020年7月21日改定)

2020年3月期の期末配当につきましては、2020年6月15日に発表したとおり、1株当たり普通配当50円とし、この結果、2020年3月期の年間配当は、中間配当1株当たり60円と併せて、1株あたり110円となります。

次期、2021年3月期の配当につきましては、新型コロナウイルス感染拡大という急激な経営環境の変化、当期の連結業績予想を勘案し、誠に遺憾ではございますが、中間配当は1株当たり10円、期末配当は同10円とし、年間配当は1株当たり20円を予定しております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月31日 取締役会	141	60
2020年6月15日 取締役会	117	50

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「三栄コーポレーションは真に優れた生活用品を提供します。『健康と環境』をテーマに健やかで潤いのある暮らしを創造します。」を経営ビジョンとしています。

また、会社の永遠の発展を追求し、適正な利益を確保することにより、株主、取引先、従業員と共に繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献してまいります。これを実践するために、すべての企業活動において企業倫理を確立し、法令を遵守するコンプライアンス経営を推進いたします。

企業統治の体制

企業統治の体制の概要

当社は、業務執行の意思決定機関として取締役会を設置しています。取締役会は、取締役の職務の執行を監督します。さらに、複数の社外取締役を含む「監査等委員である取締役」が業務執行取締役を監督することを通じて、取締役会の監督機能の充実を図っております。また、一般的な経営執行方針に係る社長の協議機関として、エグゼクティブコミッティ（EC）を設けております。ECに付議された事項のうち、重要な事項については取締役会に報告され、特に重要な場合は、取締役会規定に則って取締役会で決定しますが、慎重な議論が必要な場合は新たに設けた審議事項によって複数回の取締役会での議論を経て決めることができます。監査機能を担うのが監査等委員会です。監査等委員は、取締役会およびECなどの経営執行における重要な会議に出席することを通じて、重要な書類を閲覧し、取締役の職務の執行を監査しております。内部監査組織としては、社長直属の機関である内部監査室を設置しています。指名・報酬委員会（任意）は、取締役会の諮問機関として、取締役の選任・解任に関する事項と、取締役の報酬等に関する事項を審議し答申しております。

企業統治の体制を採用する理由

ガバナンス体制の強化を求める昨今の状況を背景に、2015年5月に施行された会社法の一部を改正する法律案により、監査等委員会設置会社という新たな機関設計が創設されました。当社といたしましては、当社および当社を取り巻く環境に鑑みれば、新しい機関構成として、社外監査役に代わって、複数の社外取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化することができる監査等委員会設置会社へ移行することが最も適切であると判断したものであります。

会社の機関の内容

・取締役会

当社の業種・業態、規模等に鑑み、社外取締役2名を含む9名の体制をとっております(提出日現在)。

・取締役会の体制 監査等委員でない取締役 6名

監査等委員である取締役 3名(社内1名(常勤)、社外2名)

・開催頻度 毎月1回定時取締役会を開催、そのほか必要に応じて臨時取締役会を開催、もしくは書面決議を実施。2019年度は、取締役会を14回開催しました。

・主な検討事項 当社グループの経営方針、法定および定款に定める事項、経営に関する重要事項など。

・取締役の出席状況 全取締役が全ての取締役会に出席しています。

・監査等委員会

3名(提出日現在)の監査等委員(うち2名は社外取締役)は、取締役会その他重要な会議へ出席することを含め監査等委員でない取締役の職務執行を監査しております。なお、監査等委員については、当社定款において員数4名以内と定めております。

・指名・報酬委員会(任意)

取締役会の諮問を受けて、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容、株主総会に提出する取締役の報酬等に関する議案の内容、および取締役の個人別の報酬等の内容を審議し、答申します。メンバーは4名で、取締役会の決議で選任された社内取締役2名と社外取締役2名で構成されています。

・エグゼクティブコミッティ(EC)

業務上の重要案件の決定機関たる経営会議として設置しており、メンバーは社長、役付取締役、営業本部長、管理本部長および社長より指名を受けた取締役によって構成されています。また、監査等委員も出席し、意見を述べるすることができます。

・コンプライアンス委員会

法令、定款その他社内規定および企業倫理等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その周知徹底と遵守の推進を図るための常設委員会であり、代表取締役社長(委員長)、取締役、コンプライアンス担当役員(チーフ・コンプライアンス・オフィサー/CCO)によって構成されています。

・ リスクマネジメント委員会

当社をとりまくリスクを適切に認識し管理することを目的としてリスクマネジメント委員会を設置しており、代表取締役社長（委員長）、取締役、本部長や副本部長など社長が指名した者によって構成されております。また、あらゆるリスク事象の顕在化による危機の発生あるいは発生する恐れがある場合において、当該危機に対応した損害軽減、損害防止、応急対策、復旧・復興に必要な施策を実施するため、委員会の下部組織として危機対策本部を設置し、代表取締役社長（対策本部長）、営業本部長、管理本部長、総務・人事本部長、副本部長、本部長補佐、統括、総務部長、対策本部長が指名する者によって構成されております。

・ 内部統制委員会

当社グループの業務執行が適切かつ健全に行われるため、実効性のある内部統制システムの構築および継続的な整備・運用に係る実務面の管理を目的として内部統制委員会を設置しており、管理本部長（委員長）、財務部長、総務部長、情報システム部長、内部監査室長、及び委員長が指名した者によって構成されております。

機関ごとの構成員は以下の通りです（ は議長、委員長を指します）。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会	エグゼクティブコミッティ（EC）	コンプライアンス委員会	リスクマネジメント委員会	内部統制委員会
代表取締役社長	小林 敬幸							
専務取締役	佐野 雅彦	○			○	○	○	
常務取締役	柴田 渉	○			○	○	○	
常務取締役	水越 雅己	○			○	○	○	
取締役	寺本 将憲	○						
取締役	高橋 哲也	○		○	○	○	○	
取締役（常勤監査等委員）	清水 誠二	○			○	○	○	○
社外取締役（監査等委員）	今井 靖容	○	○	○				
社外取締役（監査等委員）	水上 洋	○	○	○				
その他	-	-	-	-	-	-	-	他9名

・ 内部監査

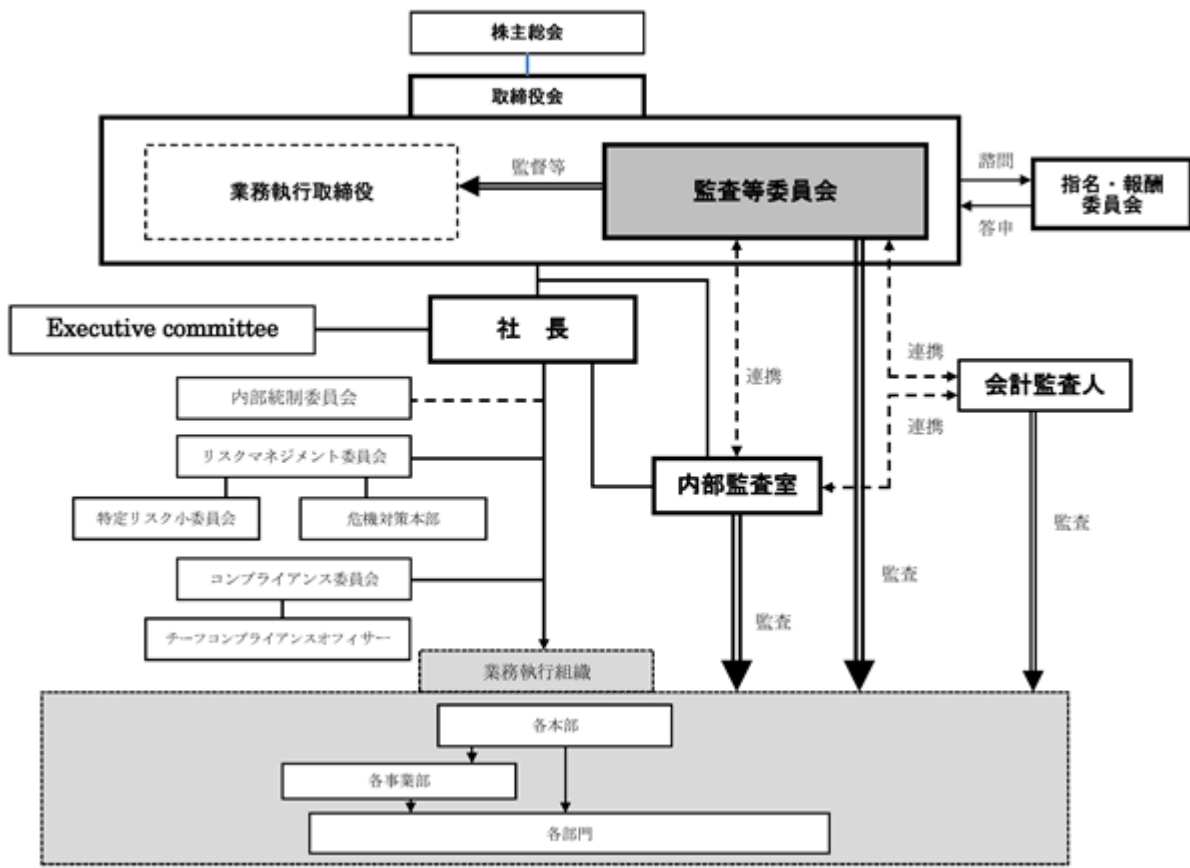
内部監査につきましては、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部統制の基本的要素の一つであるモニタリングの一環として、内部監査室が内部監査規定に従い内部統制の整備および運用状況を検討、評価し、必要に応じて、その改善を促す職務を担っております。

・ 外部監査

外部監査につきましては、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法監査および金融商品取引法に基づく会計監査と金融商品取引法に基づく内部統制監査を受けております。その他、法務上の適切なアドバイスを受けるために弁護士と顧問契約を締結、税務上のアドバイスを受けるために税理士と顧問契約を締結、労務関連につきましては社会保険労務士と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

会社の機関・内部統制の関係

当社コーポレート・ガバナンス体制図は以下のとおりです。



内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

当社は、当社およびその子会社等の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会が企業統治を一層強化する観点から、代表取締役が、遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、実効性のある内部統制システムの体制整備に必要とされる基本方針を定めております。

当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、コンプライアンス経営（法令遵守および企業倫理の確立等）を基本とし、当社の取締役および使用人、子会社の取締役および使用人（以下、「当社グループの従業者」という。）が法令、定款その他の社内規定および企業倫理等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として「三栄コーポレーショングループ企業行動指針」を定めております。その目的を達成するためグループ全体を対象とするコンプライアンス規定を制定、同規定に基づき当社にコンプライアンス委員会を設置するとともに、その周知徹底と遵守の推進を図ります。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を置き、コンプライアンス体制の構築、維持向上を積極的に推進しております。なお、コンプライアンスに関する知識を高め、企業倫理を尊重する意識を醸成するため、計画的にコンプライアンス研修を行うこととしております。

当社グループの従業者は、法令・定款違反、社内規定違反、企業倫理に反する行為等が行われていること、または行われていることを知ったときは、職制またはコンプライアンスヘルプラインを通じて当社の代表取締役に報告することにより、コンプライアンス違反に対し適切な措置を講じます。なお、コンプライアンスヘルプラインの通報者については、通報に基づく一切の不利益を排除する等の通報者保護を社内規定に明記し、透明性を維持しつつ確かな対処ができる体制を維持しております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を取締役会規定、文書管理規程その他の社内規定およびそれに関する運用管理マニュアルに従い適切に保存し、管理しております。

各取締役の要求があるときは、これを閲覧に供します。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクマネジメント規程を定め、同規程に基づきリスクマネジメント委員会を設置して、顕在化するリスクを適切に認識し、リスクの顕在化防止のための管理体制の維持向上を行います。

当社の経営成績や財政状態に大きく影響を及ぼす可能性のあるリスクのうち、対応が必要なものを特定リスクとして指定し、それに対応する小委員会を設置し、常時当該リスクを監視するとともに、リスク低減やリスク回避などの具体的対策を実施します。

リスク事象の顕在化による危機の発生あるいは発生する恐れがある場合においては、危機管理基本マニュアルに従って危機対策本部を設置し、危機に即応した損害軽減、応急対策等の必要な施策を実施します。なお、危機対策本部事務局は、突然急変する自然災害などの危機事象に対して迅速に対応するために常設機関として設置されます。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職制規定に基づき職務分掌および職務権限・責任を明確化し、取締役会規定、EXECUTIVE COMMITTEE規定、稟議規程等の意思決定ルールを整備し、適正かつ効率的に職務が執行される体制としております。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および年度計画に基づき各業務ラインにおいてその目標達成に向けて具体策を立案し実行します。

当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、業務執行機能を担う執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能を担う監査等委員でない取締役との役割分担を明確にしております。執行役員は、要請に応じて取締役会において適宜業務報告を行うとともに、監査等委員でない取締役との経営情報および業務運用方針の共有化を図っております。

当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、内部監査室等の機関において、当社グループの企業集団に内在する諸問題および重大なリスクを伴う統制事項を取り上げ、グループ全体の利益の観点から協調して調査および監査を行い、管理本部等所管部門と連携し企業集団における情報の共有および業務執行の適正を確保することに努めております。

子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る重要な事項については、関係会社管理規則および協議事項規程の定めに基づき、国内子会社は会社ごとに選任された管掌役員に、海外子会社は管理本部に報告あるいは協議を求める態勢としております。

監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員会規則の定めにより、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求めることができます。

子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の内部監査室等の機関の調査および監査の結果により子会社に損失の危険が発生または予測される場合には、遅滞なく取締役会、監査等委員会および担当部門へ報告される体制としております。

子会社は、子会社の決裁区分を定められた協議事項規程に基づき、一定以上の重要な経営事項の決定については、事前に当社の承認を得る体制としております。

監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員会規則の定めにより、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、子会社の業務および財産の状況の調査をすることができる体制としております。

子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の職制規定に基づき、管掌役員が国内子会社、管理本部が海外子会社の経営管理全般を統括することを通じて、子会社の業務執行を管理・監督するとともに、適宜必要な助言指導を行う体制を確保しております。

また、各子会社の経営には、その自主性を尊重しつつも、当社が定めた関係会社管理規則や協議事項規程等の意思決定ルールの遵守を通じて、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制としております。

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、内部監査室に専従者および専門知識を有する兼務者を配置し、監査等委員の求めに応じて、これら使用人に監査等委員の職務を補助させます。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

内部監査室の専従者の異動は、監査等委員会の事前の同意を必要とします。

監査等委員会による補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会を補助すべき使用人が監査等委員会の職務を行う際は、内部監査規定に従い、監査等委員会からの指揮命令に直接服するものとしします。

取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、コンプライアンス規定に基づき、遅滞なく監査等委員会に報告します。

取締役および使用人は、当社の事業・組織に重大な影響を及ぼす決定および内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告します。

子会社の取締役および使用人その他これらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

当社は、コンプライアンス規定に基づき、子会社の取締役および使用人その他これらの者から以下に掲げる事項に関する報告を受けた者は、職制を通じて、国内子会社は管掌役員経由、海外子会社は管理本部経由で監査等委員会に報告する体制としております。

また、職制を通じた報告が難しい場合には、コンプライアンスヘルプラインを用いて当社の代表取締役に報告することができる体制としております。

当社および当社グループに関する重要な事項

当社および当社グループに損害を及ぼす恐れのある事項

法令・定款等の違反事項

経営状況として重要な事項

内部監査の結果

上記のほか、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

当社グループの従業者その他これらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規定において、当社グループの従業者に前項に掲げた事項に係る報告をすること（通報）を義務付けするとともに、報告したこと（通報）を理由として不利な取扱いを行わないことを明確に定める体制としております。

監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が、自己の職務執行に係る費用の前払い等の請求を求めたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用あるいは債務が当該監査等委員の職務の執行に必要と認められるものについては、速やかに処理するものとしております。

当社は、監査等委員の職務の執行に係る費用等を支弁するために必要な予算を毎年設けるものとしております。その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、代表取締役が監査等委員と可能なかぎり会合を持つことで経営情報の共有化を深めるとともに、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図る体制としております。

監査等委員は、取締役会のほか、重要な経営事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて監査等委員でない取締役または使用人に説明を求めることができます。

監査等委員会と内部監査室および会計監査人は、相互緊密に連携を保ち、定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査体制を確保する体制としております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

・基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは毅然として対決します。

・整備状況

当社グループは、上記基本的な考え方を「三栄コーポレーショングループ企業行動方針」に定めており、当社グループ役員全員に周知徹底するとともに、平素から本社総務部を主管部門として弁護士や警察、また「社団法人警察庁管内特殊暴力防止対策連合会」等の外部専門機関とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を構築しております。

責任限定契約の内容の概要

取締役として適切な人材の継続的な確保と、選任された取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨を定款に定めております。また、取締役のうち社外取締役に対しては、会社法第427条に基づき、当社との間で責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めており、締結をしております。

○取締役の定数

当社の監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めております。

○取締役の選任要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

○株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

これは、株主総会の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	小林 敬幸	1956年8月23日生	1980年4月 当社入社 2003年6月 当社執行役員 2004年6月 当社取締役 2008年4月 当社営業本部長 2009年1月 当社常務取締役 2010年1月 当社専務取締役 2011年1月 当社代表取締役社長(現在)	(注)2	22
専務取締役 営業本部長	佐野 雅彦	1962年9月25日生	1986年4月 当社入社 2010年4月 当社服飾雑貨事業部長 2010年6月 当社執行役員 2011年4月 当社営業本部長補佐 2011年6月 三暉国際貿易(上海)有限公司 董事長 2012年10月 ㈱L&Sコーポレーション代表取締 役会長 2015年6月 当社取締役 2016年7月 当社営業本部副本部長 2019年4月 当社営業本部長(現在) 2019年6月 当社常務取締役 2020年6月 当社専務取締役(現在)	(注)2	12
常務取締役 ㈱L&Sコーポレーション代表取締 役社長	柴田 渉	1960年9月25日生	1985年4月 当社入社 2006年4月 三栄洋行有限公司董事長 2007年6月 当社執行役員 2008年4月 当社営業本部副本部長 TRIACE LIMITED董事長 2008年6月 当社取締役 2011年4月 当社経営企画室副室長 2012年2月 ㈱ビルケンシュトックジャパン (現㈱ベネクシー)代表取締役 社長 2017年6月 当社常務取締役(現在) 当社関連事業本部長 ㈱L&Sコーポレーション代表取締 役会長 2018年10月 ㈱ベネクシー代表取締役会長 ㈱L&Sコーポレーション代表取締 役社長(現在)	(注)2	14
常務取締役 営業本部副本部長兼家具事業部 長兼トライエース ベトナム カ ンパニー リミテッド会長	水越 雅己	1957年4月18日生	1981年4月 住友商事㈱入社 2000年6月 住商オットー㈱(現オットー ジャパン㈱)取締役 2004年6月 ㈱オリエンタルダイヤモンド代 表取締役社長 2004年10月 ㈱トレセンテ代表取締役社長 2008年12月 住商ネットスーパー㈱取締役 2014年5月 当社入社 2015年1月 当社営業本部長補佐 当社家具事業部長(現在) 2016年6月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役 2019年11月 トライエース ベトナム カンパ ニー リミテッド会長(現在) 2020年6月 当社常務取締役(現在) 当社営業本部副本部長(現在)	(注)2	9

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 営業本部長補佐兼家電事業部長 兼三發電器製造廠有限公司董事 長兼三發電器製品(東莞)有限 公司董事長兼(株)ゼリックコーポ レーション代表取締役会長	寺本 将憲	1965年4月15日生	1989年4月 当社入社 2011年7月 三發電器製品(東莞)有限公司 總經理 2011年9月 三栄貿易(深圳)有限公司東莞 分公司總經理 2015年4月 三栄洋行有限公司董事長 2015年5月 三栄貿易(深圳)有限公司總經理 2016年6月 当社執行役員 三發電器製造廠有限公司總經理 2017年4月 当社営業本部長補佐(現在) 当社家電事業部長(現在) 三發電器製造廠有限公司董事長 (現在)兼總經理 三發電器製品(東莞)有限公司 董事長(現在)兼總經理 2017年6月 当社取締役(現在) 2018年3月 (株)mhエンタープライズ(現(株)ゼ リックコーポレーション)代表取 締役会長(現在)	(注)2	5
取締役 管理本部長兼チーフ・コンプラ イアンス・オフィサー(CCO) 兼TRIACE LIMITED董事長兼三嘩 國際貿易(上海)有限公司董事 長兼三栄貿易(深圳)有限公司 董事長兼三栄洋行有限公司董事 長	高橋 哲也	1962年1月9日生	1984年4月 (株)東京銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2009年11月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱 UFJ銀行)台北支店長 2011年8月 同社國際コンプライアンス統括部 長(特命) 2012年1月 同社國際管理部部長 2012年5月 同社國際オペレーション統括部 長 2015年10月 当社入社 当社関連事業本部長補佐 2016年9月 TRIACE LIMITED董事總經理 2017年4月 三嘩國際貿易(上海)有限公司 董事長(現在) 三栄貿易(深圳)有限公司董事 長(現在) 三栄洋行有限公司董事長(現 在) 2017年6月 当社執行役員 当社管理本部副本部長 2019年3月 TRIACE LIMITED董事長(現在) 兼總經理 2019年6月 当社取締役(現在) 当社管理本部長(現在) 当社チーフ・コンプライアン ス・オフィサー(CCO)(現在)	(注)2	3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役(常勤監査等委員)	清水 誠二	1955年10月6日生	1978年4月 ㈱東京銀行(現㈱三菱UFJ銀行)入行 2004年4月 ㈱東京三菱銀行(現㈱三菱UFJ銀行)市場事務部長 2007年6月 当社入社 当社管理本部長 当社執行役員 2008年6月 当社取締役 当社チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO) 2011年3月 三栄興産㈱代表取締役社長 2013年6月 当社常務取締役 2019年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現在)	(注)3	19
取締役(監査等委員)	今井 靖容	1952年4月11日生	1982年8月 公認会計士登録 1994年5月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)社員 2001年5月 監査法人太田昭和センチュリー(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員 2002年7月 日本放送協会監査責任者 2005年4月 千葉市包括外部監査人 2008年4月 千葉県包括外部監査人 2014年7月 日本放送協会関連団体事業活動審査委員会外部委員(現在) 2015年6月 ㈱J-オイルミルズ社外取締役 当社社外取締役(監査等委員)(現在) 2020年1月 日本放送協会関連団体事業活動審査委員会委員長(現在)	(注)3	0
取締役(監査等委員)	水上 洋	1968年5月9日生	1995年4月 弁護士登録 2002年6月 高千穂電気㈱(現エレマテック㈱)社外監査役(現在) 2015年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現在) 2016年3月 GMOクラウド㈱社外取締役(監査等委員)(現在) 2020年3月 中野冷機㈱社外取締役(現在)	(注)3	0
計					

- (注) 1 今井靖容および水上洋は、社外取締役であります。
2 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
3 2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4 取締役(社外)今井靖容および水上洋は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しております。
5 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
委員長 清水誠二、委員 今井靖容、委員 水上洋
なお、清水誠二は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由として、より実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。
6 当社は、効率化と迅速化による経営体制の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。

今井靖容氏は、公認会計士として、会計・税務等の豊かな経験と高い見識を有しており、広範かつ高度な視点と、客観的かつ中立的な立場から当社の経営全般に対して様々な提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるものと判断したため、社外取締役への就任を依頼いたしました。

水上洋氏は、弁護士として、法務等に関する豊かな経験と高い見識を有しており、広範かつ高度な視点と、客観的かつ中立的な立場から当社の経営全般に対して様々な提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるものと判断したため、社外取締役への就任を依頼いたしました。

当社は、2名の社外取締役を両名とも独立役員として届出しております。両名とも東京証券取引所が定める独立性基準はもとより、2015年5月に施行された改正会社法が定める社外性の要件にも抵触しておらず、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

会計監査は、太陽有限責任監査法人に委嘱しております。監査等委員会は、会計監査人より監査計画の報告を受け、会計監査人の往査に立会い、監査報告を受けるほか、経営者に対する監査講評会に立ち会っております。また、経営上あるいは監査上の重要事項が発生する都度、対応策等について会計監査人と適宜協議する等、連携を図り監査の実効性があがるように努めております。当社は内部監査部門として、代表取締役社長直属の機関である内部監査室を設けており、内部統制規定および内部監査規定に従って、当社および関係会社の監査を行っております。監査の結果については、都度社長および監査等委員会に報告しております。監査等委員会は、内部監査室より監査計画および監査結果の報告を受けるほか、随時、内部監査室との情報交換、意見交換を実施することで、相互の連携強化を図っております。なお、内部監査規定により、監査等委員から、監査等委員の職務の補助の依頼を受けたときは、内部監査室の業務の遂行に支障がない限り、監査等委員の職務の補助を行うこととなっています。

(3)【監査の状況】

1. 監査等委員会監査の状況

1-1. 監査等委員会監査の組織、人員および手続

組織・人員

- ・当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役は定款により4名以内と定めています。現状、監査等委員会は常勤監査等委員1名と独立社外取締役である非常勤の監査等委員2名で構成されています。
- ・当社では、取締役の選任・指名の方針として、監査等委員である取締役は、経営の監視・監督機能を担う役割を果たすとともに、会社の企業活動に助言を行うことができる人物と定めており、また、社外取締役については、法律・財務・会計・会社経営などの専門的知識や経験があり、高い人格・識見を有する人物から2名以上選ぶこととしています。

監査の手続き及び役割分担

- ・監査の手続き及び役割分担については、期初に策定する監査方針・監査計画・役割分担に基づき、常勤監査等委員は取締役会を始めとする各種の重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、関係会社を含む各部署の業務執行状況や内部統制の整備・運用状況に関するヒアリングや往査、棚卸への立会いを含む四半期・期末決算監査等を担っており、非常勤監査等委員は取締役会や指名報酬委員会など特定の重要な会議への出席のほか、監査法人による関係会社への往査や棚卸への立会い、常勤監査等委員による業務監査記録の内容確認などを分担しています。

監査等委員である取締役の経験及び能力

勤務形態	属性	独立性	氏名	経験及び能力
常勤	社内		清水 誠二	銀行員の職歴や当社での長年に亘る管理本部長の経験から、財務・会計、コンプライアンス等管理面に関する相当程度の知見を有しております。
非常勤	社外	○	今井 靖容	公認会計士として、財務会計・税務面での豊富な経験や専門的知識に基づいて企業経営を統治する十分な識見を有しております。
非常勤	社外	○	水上 洋	弁護士として、企業に関する法務に精通し、法務リスクを的確に把握しつつ企業経営を統治する十分な識見を有しております。

1-2. 監査等委員会の活動状況

監査等委員会の開催状況

- ・監査等委員会は監査等委員会規定により、原則として月1回開催し、必要があるときは随時開催できます。第71期（2019年4月～2020年3月）における監査等委員会の開催回数と各監査等委員の出席回数については、次の通りです。

監査等委員 氏名	開催回数	出席回数（出席率）
樋口 功（2019年4月～6月）	3回	3回（100%）
清水誠二（2019年7月～2020年3月）	8回	8回（100%）
今井靖容（2019年4月～2020年3月）	11回	11回（100%）
水上 洋（2019年4月～2020年3月）	11回	11回（100%）

第71期（2019年4月～2020年3月）の監査等委員会には、主に、次のような決議事項・報告事項を取扱いました。

決議事項：取締役の選任及び報酬に係る諮問案に対する意見決定の件、監査等委員の月額報酬決定の件、事業報告承認の件、監査報告書作成の件、会計監査人再任・不再任に係る監査等委員会意見決定の件、会計監査人監査報酬への同意書提出の件、監査方針及び監査計画承認の件、社長との意見交換会テーマ決定の件、取締役会のあり方に関する提言（審議事項導入）の件。

報告事項：監査記録（社内稟議内容の検証、棚卸への立会い、半期末決算期末時点の業務及び財務諸表監査結果、本社部門長及び主要国内関係会社社長との面談結果）、常勤監査等委員の月次活動記録、内部監査室との定期連絡会議事録。

1-3. 監査等委員の主な活動

監査等委員会の主な検討事項

- ・第71期の重点監査項目は次の通りです。

- (1)内部統制の整備・運用状況の有効性の検証
- (2)国内子会社の資産・負債等の管理状況

- ・上記の重点監査項目を含む監査等委員会監査の実効性を高めるとともに、三様監査体制の向上を目的として、内部監査室との間で月次の定期連絡会を設けることを提案し、内部監査室との連携関係強化を図りました。
- ・取締役会の監督機能強化と中長期的な企業価値向上に向けた大局的見地から審議を行うことができる環境作りの一環として、取締役会の付議事項である決議事項と報告事項に加えて、新たに「審議事項」を加えることを取締役会に提言し決議承認を得て「審議事項」の導入が実現しました。
- ・取締役に求められる善管注意義務・忠実義務、競業禁止義務・利益相反取引等の遵守状況の確認を行いました。

常勤及び非常勤監査等委員の活動状況

(常勤監査等委員)

- ・取締役会、EC (EXECUTIVE COMMITTEE : 経営会議) や監査等委員会等の重要な会議に出席し、上程された議案や報告事項に対して、適宜、意見や助言あるいは問題点の指摘等を行いました。そのほか、傍聴人として指名・報酬委員会等に出席しました。
- ・会計監査人との四半期レビュー会に出席し、決算に関する情報共有や意見交換を行うとともに、会計監査人の評価に繋がる情報収集の場として活用しました。
- ・内部監査室との月次の定期連絡会に出席し、内部監査室が把握している内部統制文書の整備・運用状況についての情報共有を行うとともに、必要に応じて課題の指摘や助言を行いました。
- ・取締役会・EC資料、決算短信・四半期報・有価証券報告書・事業報告など、重要な文書の内容及び様式について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行いました。
- ・内部統制システムの整備・運用状況の検証の一貫として、改正労基法・改正会社法・改正内閣閣示布令等に関する法令順守状況の検証を行いました。

(常勤監査等委員・非常勤監査等委員)

- ・監査等委員会独自の業務監査として、国内関係会社を含む業務執行部門の責任者に業務執行の状況及び内部統制の整備・運用状況等について、監査等委員から直接ヒアリングを行う監査手法を採用して検証を進めました。
- ・会計監査人との四半期報告会に出席し、KAM取扱いの方向性や決算に関する情報共有及び意見交換を行いました。
- ・次期経営計画や今後の事業の方向性などをテーマとして、社長との意見交換会を2回開催しました。

(非常勤監査等委員)

- ・監査等委員である社外取締役として取締役会に出席し、専門的見地から適宜質問や提言・提案、注意喚起等の発言をしたほか、監査等委員会への出席を通じて監査記録の内容確認と検証結果を共有しました。
- ・指名・報酬委員会規定に基づき、社外取締役である非常勤監査等委員は2名共、任意の指名・報酬委員会の委員に就任しました。

新型コロナウイルス感染症の影響

- ・当社は、2020年3月25日の東京都知事による新型コロナウイルス感染拡大防止のための要請を受けて、3月26日から5月末日まで全従業員を原則「在宅勤務」とし、当社の会計監査人も同様の対応としたため、期末監査はリモートにより行う必要が生じました。
- ・当社は、これまでリモート監査を行っておらず、執務時間についても従業員の安全確保及び健康維持を優先したため、決算作業および会計監査人による期末監査に予定以上の日数が掛かりましたが、監査等委員会の監査については、代替的な対応等を実施することなく、必要な監査手続を結了しました。

2. 内部監査の状況等

内部監査の組織、人員および手続

- 内部監査室は、代表取締役社長直属の機関と位置づけられています。現在の人員は3名(内補助者1名)で、いずれも専属専任者です。なお、内部監査室への異動については、監査等委員会の事前同意を必要とし、適切な人員を配置できる仕組みとしております。

内部監査、監査等委員会監査および会計監査の相互連携、これらの監査と内部監査部門との関係

- 監査等委員会は、会計監査人から監査計画の報告を受け、高品質な監査を可能とする十分な監査日程が確保されているかを確認するとともに監査等委員会は、会計監査人の往査に立会い、監査報告を受けるほか、経営者に対する監査講評会に立ち会っておりますので、その際に検知された、経営上あるいは監査上の重要事項の発生に対する対応策等について会計監査人と適宜協議する等、連携を図り監査の実効性が高まるように努めております。

会計監査人は、期末決算(必要に応じて中間期や四半期決算)において、直接社長に報告を行う機会を設けており、また、財務会計の責任者である管理本部長は、適宜会計監査人とディスカッションを実施し、十分な連携を確保しております。

社外取締役全員が監査等委員であり、監査等委員会と会計監査人のミーティングを実施することで十分な連携を確保しております。また、内部監査室も、会計監査人と十分な連携を確保しております。

会計監査人からの不正発見、不備・問題点の指摘を受けた場合は、財務会計の責任者である管理本部長と協議して、具体的な対応を進めることとなります。また、万が一、重大なコンプライアンス違反が発生した場合は、コン

プライアンス規定に基づいて、取締役会の諮問機関として設置されたコンプライアンス委員会で是正措置などを協議して対応を進めます。また、コンプライアンス委員会は、事実関係を調査するための調査員を指名することができます。なお、監査等委員会は、監査等委員会監査等基準に基づいて、企業不祥事に対して、必要に応じて調査委員会の設置を求めることができます。

3. 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

11年間

c. 業務を執行した公認会計士

鶴見 寛

石上 卓哉

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者等7名、その他4名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定にあたっては、会計監査人の適格性、監査計画および監査実施状況の妥当性及び監査の方法および実施状況の適切性等を判断した上で選定しており、太陽有限責任監査法人は、これらの観点において十分に評価できるものと考え、監査法人に選定いたしました。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は監査等委員は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査等委員会による会計監査人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人の選定あるいは再任・不再任を判断するための手続きの一環として、品質管理の状況、監査チームの独立性・職業倫理、監査報酬の合理性、監査の有効性・効率性、コミュニケーションの状況などについて、会計監査人及び内部監査室や財務部等の社内関係部署へのヒアリング、あるいは必要に応じて要請した書面での報告等も踏まえて、それぞれの整備・運用状況を個別に検証した上で、総合的に評価を行っています。当事業年度は、上記検証を行った結果、再任することに懸念はないと評価しました。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前々連結会計年度及び前々事業年度 優成監査法人

前連結会計年度及び前事業年度 太陽有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

当該異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称

存続する監査公認会計士等の概要

名称 太陽有限責任監査法人

所在地 東京都港区元赤坂一丁目2番7号

消滅する監査公認会計士等の概要

名称 優成監査法人

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

丸の内トラストタワーN館9階

当該異動の年月日

2018年7月2日

消滅する監査公認会計士等の直近における就任年月日
2018年6月28日

消滅する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である優成監査法人(消滅監査法人)が、2018年7月2日付で、太陽有限責任監査法人(存続監査法人)と合併したことに伴うものであります。これに伴いまして、当社の監査証明を行う監査公認会計士等は太陽有限責任監査法人となります。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る消滅する監査公認会計士等の意見

特段の意見はないとの申し出を受けております。

4. 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	33	-	37	-
連結子会社	-	-	-	-
計	33	-	37	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、企業規模および監査日数等を勘案した上、定めております。

e. 監査等委員会が会計監査人の監査報酬に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人及び社内関係部署からの資料の入手及び報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積り等の算出根拠等について検討した結果、いずれも適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員報酬制度の基本方針

当社の企業理念を实践できる多様で優秀な人材を確保するために競争力のある報酬水準を目指します。
また、透明性や公正性の高い決定プロセスとするため、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定しております。

監査等委員でない取締役の役職ごとの報酬方針

()社長の固定報酬

基礎報酬に、短期の業績連動報酬としての「短期インセンティブ1」(後述)を加算して月の固定報酬とします。

()社長の業績連動報酬 (短期)

短期の業績連動報酬として、「短期インセンティブ2」(後述)で算出した金額を役員賞与とします。

()社長以外の監査等委員でない取締役の報酬

社長以外の監査等委員でない取締役の報酬については、月額報酬、役員報酬ともに、社長の金額を100%として、その職責に応じた掛け目を掛けた金額を目処としています。

方針の決定権限を有する者の名称、権限の内容

役員報酬の方針の決定権限を有する機関は、取締役会です。取締役会は、指名・報酬委員会の意見を踏まえ、役員報酬に関する基本的な考え方や構成、業績連動報酬に係る指標等を決定します。

役員報酬の決定に関与する委員会

監査等委員でない取締役の報酬については、指名・報酬委員会に上記の考え方に基づいて算出された個人別の諮問案が提出され、当該諮問案に対する同委員会の答申書等を踏まえて、取締役会で決定されます。

業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払割合の決定方針

取締役の報酬は、基本報酬となる月額報酬および単年度の業績連動報酬となる役員賞与に加えて、中長期インセンティブとして、役位毎に定めた定額の報酬テーブルに見合う特定譲渡制限付株式の交付制度を採用しております。

なお、業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払割合を定める特段の方針は設定しておりません。

短期の業績連動報酬に係る指標

短期の業績連動報酬に係る指標は、単年度の連結経常利益とします。なお、短期の業績連動報酬は、「短期インセンティブ1」と「短期インセンティブ2」で構成されます。

()短期インセンティブ1は、当該事業年度業績連動報酬の一部を12等分して月額報酬に加える部分です。

()短期インセンティブ2は、当該事業年度業績連動報酬の残りが該当し、役員賞与として支給します。

指標を選択した理由

短期の業績連動報酬の指標は、単年度の業績を反映するものとして、グループ全体の経営成績が反映するよう当該年度の連結経常利益とします。

業績連動報酬の額の決定方法

取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申、および監査等委員会の意見を踏まえて取締役会において決定します。

監査等委員である取締役の報酬

・監査等委員である取締役の報酬は、業務執行役員である監査等委員でない取締役の基礎報酬から、業務執行責任部分や勤務形態(常勤・非常勤)、社外性相当分を加減した固定月額報酬を原則とします。

・手続の概要は以下のとおりです。

取締役会は、監査等委員会に提案する監査等委員である取締役の月額報酬案の策定を、社長に一任します。

監査等委員は、代表取締役から提案された月額報酬案を参考にして、監査等委員である取締役の月額報酬を協議の上、決定し、結果を社長に報告します。

・なお、取締役としての責務に鑑み、中長期インセンティブとして、監査等委員でない取締役と同等の特定譲渡制限付株式を交付します。

最近事業年度における業績連動報酬に係る目標、実績

・2019年度 期初の業績予想：連結経常利益10億円

・2019年度 連結経常利益13億円

役員報酬等に関する株主総会決議

- ・ 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第66回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人部分の給与は含まない）と決議いただいております。また、当該報酬限度額とは別枠として、特定譲渡制限付株式の交付に関しては、当該株式交付のために支給する報酬は金銭債権とし、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当該株式の交付を受けることとなりますが、その金銭債権の総額の上限金額は、2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において、年額2千5百万円以内と決議いただいております。
- ・ また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第66回定時株主総会において年額4千万円と決議いただいております。なお、監査等委員である取締役に対する特定譲渡制限付株式交付に関しては、監査等委員でない取締役の場合と同様、当該株式交付のために支給する報酬は金銭債権とし、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当該株式の交付を受けることとなりますが、その金銭債権の総額の上限金額は、2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において、年額1千万円以内と決議いただいております。

直近年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会、委員会等の活動内容

2019年2月22日、取締役会において、代表取締役が、指名・報酬委員会に諮問する報酬案を策定することを決議しました。

2019年4月17日、指名・報酬委員会において、代表取締役が策定した報酬案について協議し、監査等委員会に答申書を提出しました。

2019年4月17日、監査等委員会は、指名・報酬委員会の答申に基づいて協議し、取締役会に意見書を提出しました。

2019年6月27日、取締役会は、指名・報酬委員会の答申書および監査等委員会の意見書を踏まえて、役員報酬を決議しました。

2019年6月27日、取締役会は、規定に基づいて、特定譲渡制限付株式交付を決議しました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役(監査等委員及び社外 取締役を除く)	130	89	27	12	9
取締役(監査等委員)	15	14	-	1	2
社外取締役(監査等委員)	22	19	-	3	2

(注)1. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まれておりません。

(5) 【株式の保有状況】

保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）の区分の基準や考え方
当社は、専ら株式の価値の変動や株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする純投資目的で株式を取得し保有することは原則として行いませんが、純投資目的以外の目的として、政策保有株式を通じた企業間連携等が当社の事業上の利益に繋がるなどの基本的な考えの下、政策保有株式を取得し保有することがあります。なお、当初、政策保有株式として取得した株式でも、毎年実施する検証の結果、政策保有株式として継続保有に適さないと判断した場合には縮減を進めます。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容（政策保有株式に関する方針）

当社は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる企業の株式を政策的に取得・保有することを政策保有株式の方針とします。政策保有株式については、株式を安定的に保有することにより取引関係の強化が図られることを通じて、当社の企業価値向上に寄与する場合のほか、発行企業への経営参画を通じた企業価値向上を企図する場合があります。なお、保有による便益や経済合理性あるいは資本効率の観点から、保有の妥当性を総合的に判断するため、毎年、取締役会で個別銘柄毎に定性的・定量的な検証を行います。検証の結果、継続保有に適さないと判断した政策株式については縮減を進めます。

(政策保有株式の保有の合理性を検証する方法)

銘柄毎に保有の合理性を検証するプロセスについては、保有目的が適切かどうかを判定するための定性項目として、当社が適切と考える保有目的に該当しているかどうかを確認すること、定量面では、財務面の便益の有無を確認することに加えて、財務面の便益が資本コストに見合っているかどうかを確認します。さらに、こうした定性面、定量面での検討に加えて、保有を継続した場合、あるいは縮減した場合の両面で、将来顕現化する恐れのあるリスクについても勘案した上で、総合的な見地から継続保有の適否の判断を行います。

〔定性面〕で該当の有無を確認する適切な保有目的と考えるものは、以下の通りです。

- ・安定株主を確保するため
- ・製造、仕入、販売、物流、金融、保険サービス等の取引先として、安定的な関係や良好な取引条件、利便性等を確保するため
- ・協力関係先や業務提携先との間の利便性や融通性の向上、さらにはシナジー効果を高めるため
- ・業界等の関連情報の収集をしやすくするため
- ・将来、取引関係を構築するため
- ・将来、提携・協力関係を構築するため

〔定量面〕での検討事項は、以下の通りです。

- ・財務面の便益（キャピタルゲイン＋インカムゲイン＋取引に起因する利益(営業利益)）の有無の確認
- ・財務面の便益が資本コストを上回っているかどうかを確認

資本コストについては、当社の資金調達方法に鑑み、加重平均資本コスト（WACC）を使用します。WACCを構成する株主資本コストの算出にはCAPMを使用します。CAPMに代入するデータについては、政策保有株式の継続保有の適否の検証を年1回各年度末の保有状況に対して実施することを勘案して、当該年度の実績を使用します。負債コストについても同様に当該年度の加重平均借入コストを使用します。この結果、定量面での検討項目については、過去の実績に基づいて、これから1年間の保有適否の判断基準とすることから、そもそも判断基準としての限界がありますが、これを補強することを目的として、最終的に継続保有の適否を判断する際には、保有を継続した場合あるいは縮減した場合の両面で、将来、顕現化する恐れのあるリスクについても勘案することとしています。

(政策保有株式について、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等の検証の内容)

当社は、年に1回、3月末の連結決算期末に保有している株式を個別銘柄毎に、継続保有の適否を上記の検証プロセスを用いて検証する議案を取締役に上程します。

b. 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	6	205
非上場株式以外の株式	8	1,190

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	18	持株会による買付

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	1	0

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)	
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
(株)良品計画(注)1	755,486	74,677	無
	917	2,093	
(株)三菱鉛筆	79,860	79,860	有
	113	171	
(株)三菱UFJフィナン シャルグループ	222,100	222,100	有
	89	122	
(株)電響社	27,000	27,000	有
	23	33	
MS&ADインシュア ランスグループホール ディングス(株)	8,213	8,213	有
	24	27	
(株)三井住友フィナン シャルグループ	5,524	5,524	有
	14	21	
西日本旅客鉄道(株)	-	2,000	無
	-	16	
(株)ナガホリ	36,300	36,300	有
	6	7	
三井住友トラスト・ ホールディングス(株)	300	300	有
	0	1	

(注) 1 2019年9月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

2 個別銘柄毎の具体的な保有目的や保有効果については、秘密保持の観点から具体的に記載することはできませんが、 a. に記載のとおり、2020年5月に開催された取締役会で、保有の合理性を検証しております。

保有目的が純投資目的の投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための取組みとしては、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同基準機構等が主催するセミナーに参加しています。また、セミナー以外に毎週発刊される専門書籍を購入し、担当部署に所属する全員が会計基準の変更等について共有する体制を構築しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,773,517	5,075,432
受取手形及び売掛金	5,722,462	3,849,321
有価証券	45,679	-
商品及び製品	6,678,439	6,852,923
仕掛品	52,112	37,166
原材料及び貯蔵品	177,098	131,645
前渡金	320,511	43,536
前払費用	186,197	192,876
その他	389,615	386,575
貸倒引当金	4,478	8,361
流動資産合計	18,341,156	16,561,118
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,124,644	2,126,827
機械装置及び運搬具(純額)	177,201	185,138
工具、器具及び備品(純額)	229,843	241,694
土地	2,366,828	2,366,828
リース資産(純額)	10,576	8,068
建設仮勘定	34,844	57,483
その他	-	81,530
有形固定資産合計	12,366,938	12,502,571
無形固定資産	861,792	823,833
投資その他の資産		
投資有価証券	2,845,020	1,495,651
長期貸付金	13,221	11,561
繰延税金資産	137,154	30,733
破産更生債権等	844	-
その他	707,854	804,452
貸倒引当金	42,374	36,168
投資その他の資産合計	3,661,721	2,306,230
固定資産合計	6,890,452	5,632,634
資産合計	25,231,609	22,193,752

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,303,170	2,176,099
短期借入金	2 5,510,050	2 1,908,830
1年内返済予定の長期借入金	950,000	-
リース債務	2,708	82,849
未払法人税等	340,106	481,797
賞与引当金	367,504	365,800
役員賞与引当金	4,950	29,920
未払金	1,165,431	1,048,817
未払費用	426,092	378,164
未払消費税等	99,279	62,677
商品自主回収関連損失引当金	-	40,229
その他	486,295	338,394
流動負債合計	11,655,588	6,913,581
固定負債		
社債	-	2 1,950,000
長期借入金	250,000	1,250,000
リース債務	8,041	5,333
繰延税金負債	495,642	76,388
再評価に係る繰延税金負債	70,058	70,058
退職給付に係る負債	156,368	191,923
役員退職慰労引当金	49,385	57,992
資産除去債務	62,526	245,259
その他	15,407	15,407
固定負債合計	1,107,431	3,862,362
負債合計	12,763,020	10,775,943
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,914	1,000,914
資本剰余金	674,460	688,256
利益剰余金	9,736,100	9,552,012
自己株式	413,182	384,341
株主資本合計	10,998,293	10,856,842
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,338,491	417,736
繰延ヘッジ損益	52,045	27,802
土地再評価差額金	3 158,741	3 158,741
為替換算調整勘定	102,668	153,131
その他の包括利益累計額合計	1,342,519	451,148
新株予約権	100,537	78,828
非支配株主持分	27,238	30,990
純資産合計	12,468,588	11,417,809
負債純資産合計	25,231,609	22,193,752

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	42,513,022	41,217,555
売上原価	5 30,384,559	5 28,973,543
売上総利益	12,128,463	12,244,011
販売費及び一般管理費		
販売費	2,740,984	2,546,573
一般管理費	8,635,338	8,381,931
販売費及び一般管理費合計	1 11,376,323	1 10,928,504
営業利益	752,140	1,315,506
営業外収益		
受取利息	17,334	28,656
受取配当金	42,390	43,125
有価証券売却益	-	2,439
為替差益	24,496	-
デリバティブ評価益	-	4,908
補助金収入	19,760	-
その他	22,910	20,118
営業外収益合計	126,892	99,247
営業外費用		
支払利息	38,770	41,297
有価証券売却損	-	4,289
為替差損	-	25,785
デリバティブ評価損	7,784	-
その他	5,148	1,057
営業外費用合計	51,703	72,430
経常利益	827,329	1,342,323
特別利益		
固定資産売却益	2 4,048	2 4,058
投資有価証券売却益	-	9,621
特別利益合計	4,048	13,680
特別損失		
固定資産売却損	-	3 439
固定資産除却損	4 16,600	4 13,804
商品自主回収関連損失引当金繰入額	-	40,229
投資有価証券評価損	-	18,770
賃貸借契約解約損	16,449	-
減損損失	6 8,650	6 215,943
その他	5,234	566
特別損失合計	46,935	289,753
税金等調整前当期純利益	784,442	1,066,250
法人税、住民税及び事業税	577,976	792,973
法人税等調整額	6,612	77,578
法人税等合計	584,589	870,551
当期純利益	199,852	195,699
非支配株主に帰属する当期純利益	4,045	3,752
親会社株主に帰属する当期純利益	195,806	191,947

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	199,852	195,699
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	444,503	920,755
繰延ヘッジ損益	41,356	79,847
為替換算調整勘定	117,504	50,463
その他の包括利益合計	603,364	891,370
包括利益	403,511	695,671
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	407,557	699,423
非支配株主に係る包括利益	4,045	3,752

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,000,914	661,332	9,919,989	214,292	11,367,944
当期変動額					
剰余金の配当			379,695		379,695
親会社株主に帰属する当期純利益			195,806		195,806
自己株式の取得				205,473	205,473
自己株式の処分		13,128		6,582	19,711
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	13,128	183,888	198,890	369,650
当期末残高	1,000,914	674,460	9,736,100	413,182	10,998,293

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	1,782,994	10,688	158,741	14,835	1,945,883	100,537	23,192	13,437,557
当期変動額								
剰余金の配当								379,695
親会社株主に帰属する当期純利益								195,806
自己株式の取得								205,473
自己株式の処分								19,711
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	444,503	41,356	-	117,504	603,364	-	4,045	599,318
当期変動額合計	444,503	41,356	-	117,504	603,364	-	4,045	968,969
当期末残高	1,338,491	52,045	158,741	102,668	1,342,519	100,537	27,238	12,468,588

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,000,914	674,460	9,736,100	413,182	10,998,293
当期変動額					
剰余金の配当			376,035		376,035
親会社株主に帰属する当期純利益			191,947		191,947
自己株式の取得				711	711
自己株式の処分		13,795		29,552	43,348
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	13,795	184,088	28,841	141,451
当期末残高	1,000,914	688,256	9,552,012	384,341	10,856,842

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	1,338,491	52,045	158,741	102,668	1,342,519	100,537	27,238	12,468,588
当期変動額								
剰余金の配当								376,035
親会社株主に帰属する当期純利益								191,947
自己株式の取得								711
自己株式の処分								43,348
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	920,755	79,847	-	50,463	891,370	21,709	3,752	909,327
当期変動額合計	920,755	79,847	-	50,463	891,370	21,709	3,752	1,050,779
当期末残高	417,736	27,802	158,741	153,131	451,148	78,828	30,990	11,417,809

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	784,442	1,066,250
減価償却費	487,290	569,618
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,657	2,458
賞与引当金の増減額(は減少)	31,991	411
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	4,650	44,429
受取利息及び受取配当金	59,725	71,781
支払利息	38,770	41,297
固定資産除却損	16,600	13,804
減損損失	8,650	215,943
固定資産売却損益(は益)	4,048	3,619
有価証券売却損益(は益)	-	1,850
投資有価証券売却損益(は益)	-	9,621
投資有価証券評価損益(は益)	-	18,770
商品自主回収関連損失引当金繰入額	-	40,229
売上債権の増減額(は増加)	822,753	1,799,397
たな卸資産の増減額(は増加)	715,564	120,631
仕入債務の増減額(は減少)	32,799	181,186
未払消費税等の増減額(は減少)	7,286	64,038
その他	132,485	178,035
小計	1,177,599	3,542,181
利息及び配当金の受取額	59,725	71,781
利息の支払額	38,594	41,046
法人税等の支払額	621,795	649,727
営業活動によるキャッシュ・フロー	576,935	2,923,188
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	414,135	479,111
有形固定資産の売却による収入	4,048	5,424
無形固定資産の取得による支出	189,146	158,289
有価証券の売却による収入	-	58,076
投資有価証券の取得による支出	14,598	18,149
投資有価証券の売却による収入	-	17,233
貸付金の回収による収入	2,624	2,460
その他	27,334	27,701
投資活動によるキャッシュ・フロー	638,541	600,057
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	910,050	3,601,220
自己株式の取得による支出	205,473	711
自己株式の売却による収入	-	8
社債の発行による収入	-	1,950,000
長期借入れによる収入	-	1,000,000
長期借入金の返済による支出	-	950,000
配当金の支払額	379,695	376,035
その他	9,196	2,708
財務活動によるキャッシュ・フロー	315,684	1,980,667
現金及び現金同等物に係る換算差額	111,155	40,548
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	142,922	301,914
現金及び現金同等物の期首残高	4,630,595	4,773,517
現金及び現金同等物の期末残高	4,773,517	5,075,432

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

なお、3 連結子会社の事業年度に関する事項に記載のとおり、当連結会計年度の連結財務諸表を作成する上での連結子会社の数は18社ですが、2020年1月1日付で㈱エス・シー・テクノと㈱mhエンタープライズは合併し、商号を㈱ゼリックコーポレーションに変更しておりますため、当連結会計年度末(2020年3月31日)における連結子会社の数は17社となっております。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ

時価法

(ハ) たな卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しておりますが、一部の商品につきましては総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

当社および国内連結子会社は定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づいて、一部の子会社を除いて定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2~50年

機械装置及び運搬具 3~15年

工具、器具及び備品 2~20年

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(ロ) 役員賞与引当金

当社および国内連結子会社は役員賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(ハ) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(ニ) 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(ホ) 商品自主回収関連損失引当金

商品自主回収に関する損失について、合理的に見積もられる損失額を商品自主回収関連損失引当金として計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建債務および外貨建予定取引

(ハ) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規定に基づき、外貨建の輸入および輸出契約における為替変動リスクをヘッジするため、実需原則の範囲内で為替予約取引を行うものとしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

上記のヘッジ方針に加え、為替予約取引についてはヘッジ対象と同一通貨建のものを締結しており高い有効性があることから、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社グループにおける商品の評価方法は、従来、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)によっておりましたが、一部のたな卸資産について、当連結会計年度から移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この変更は、当社グループ全体を一つのサーバーで管理するという業務基盤システムの高度化を目的とした新基幹システムの導入プロジェクトを契機として評価方法の見直しを行ったものであります。

なお、過去の連結会計年度につきましては、移動平均法による単価計算を行うことが実務上不可能であるため、前連結会計年度末の帳簿価額を当連結会計年度の期首残高として、期首から将来にわたり移動平均法を適用しております。

当該会計方針の変更による影響額は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

3. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続きの概要を開示することを目的としています。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定です。

4. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的としています。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定です。

(追加情報)

(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の終息時期やその拡大にともなう事業活動への影響について見通すことは困難であるため、当社グループでは足元の業績状況を踏まえ、2021年3月期中に概ね収束するものと仮定して、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは、新型コロナウイルス感染症の収束時期および経済環境への影響が変化した場合には、当該見積りの結果に影響し、翌連結会計年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,344,121千円	2,743,966千円

2 担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	787,150千円	749,442千円
土地	412,544	412,544
計	1,199,695	1,161,987

上記に対応する債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金	2,400,000千円	1,480,600千円
社債	-	919,400
計	2,400,000	2,400,000

3 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法...「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格に合理的な調整を行って算定しております。
- ・再評価を行った年月日...2002年3月31日

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額	83,558千円	138,877千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
輸出及び諸手数料	1,196,814千円	1,090,937千円
従業員給与及び賞与	3,626,220	3,543,477
減価償却費	447,112	505,729
退職給付費用	73,412	77,267
役員退職慰労引当金繰入額	7,887	8,612
賞与引当金繰入額	367,647	365,306
貸倒引当金繰入額	552	3,903
役員賞与引当金繰入額	4,950	29,920
地代家賃	1,330,438	1,181,111

2 固定資産売却益

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)における固定資産売却益4,048千円は、TRIACE LIMITEDの車両運搬具の売却によるものであります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)における固定資産売却益4,058千円は、TRIACE LIMITEDの車両運搬具の売却によるものであります。

3 固定資産売却損

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)における固定資産売却損439千円は、三發電器製品(東莞)有限公司の機械装置の売却によるものであります。

4 固定資産除却損

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)における固定資産除却損16,600千円の主たるものは、(株)ベネクシーおよび(株)L & Sコーポレーションの店舗改装・移転・閉鎖に係る建物附属設備等の除却であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)における固定資産除却損13,804千円の主たるものは、(株)ベネクシーおよび(株)L & Sコーポレーションの店舗改装・閉鎖や(株)ベネクシーの本社移転に係る建物附属設備等の除却であります。

5 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	113,485千円	124,503千円

6 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

場所	用途	種類	金額
埼玉県さいたま市	営業店舗	建物、保証金	3,512千円
埼玉県富士見市	営業店舗	建物、保証金	2,786
大阪府大阪市	営業店舗	建物	1,414
全社	遊休資産	電話加入権	808
東京都新宿区	営業店舗	建物	127

当社グループは、原則として、事業用資産については事業部または営業店舗を基準としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業店舗資産については、同業他社との競合による収益性低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

営業店舗資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、回収可能価額はゼロとして算定しております。

また、電話加入権については、将来の使用見込みがないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

電話加入権の回収可能価額は使用価値により算定しており、回収可能価額はゼロとして算定しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

場所	用途	種類	金額
東京都渋谷区	営業店舗	建物、保証金	25,073千円
東京都千代田区	営業店舗	建物、保証金	15,802
神奈川県川崎市	営業店舗	建物、保証金	13,093
千葉県千葉市	営業店舗	建物、保証金	12,859
東京都新宿区	営業店舗	建物、保証金	12,690
大阪府大阪市	営業店舗	建物	12,275
東京都中央区	営業店舗	建物、保証金	11,343
神奈川県横浜市	営業店舗	建物、保証金	11,078
東京都足立区	営業店舗	建物、保証金	9,398
宮城県仙台市	営業店舗	建物、保証金	9,386
愛知県名古屋市	営業店舗	建物	8,595
東京都町田市	営業店舗	建物、保証金	8,281
東京都渋谷区	営業店舗	建物、保証金	7,505
福岡県福岡市	営業店舗	建物	6,970
大阪府吹田市	営業店舗	建物、保証金	6,651
北海道千歳市	営業店舗	建物	6,496
大分県大分市	営業店舗	建物、保証金	5,663
鹿児島県鹿児島市	営業店舗	建物、保証金	5,511
富山県小矢部市	営業店舗	建物、保証金	4,577
京都府京都市	営業店舗	建物	4,552
東京都江東区	営業店舗	建物	3,564
神奈川県横浜市	営業店舗	建物、保証金	2,487
大阪府大阪市	営業店舗	建物、保証金	2,480
広島県広島市	営業店舗	建物	2,354
愛知県名古屋市	営業店舗	建物、保証金	2,164
石川県金沢市	営業店舗	建物、保証金	1,984
沖縄県那覇市	営業店舗	建物、保証金	1,239
愛知県名古屋市	営業店舗	建物	970
大阪府大阪市	営業店舗	建物、保証金	643
東京都渋谷区	営業店舗	建物	105

当社グループは、原則として、事業用資産については事業部または営業店舗を基準としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業店舗資産については、同業他社との競合による収益性低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

営業店舗資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、回収可能価額はゼロとして算定しております。

また、当社連結子会社保有のゴルフ会員権について、帳簿価額を市場価額まで減損しております。(139千円)

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	640,511千円	1,315,720千円
組替調整額	-	10,999
税効果調整前	640,511	1,326,720
税効果額	196,008	405,965
その他有価証券評価差額金	444,503	920,755
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	70,727	33,401
組替調整額	17,043	70,727
税効果調整前	53,684	104,128
税効果額	12,327	24,280
繰延ヘッジ損益	41,356	79,847
土地再評価差額金：		
当期発生額	-	-
当期発生額	-	-
為替換算調整勘定：		
当期発生額	148,052	50,463
組替調整額	30,547	-
為替換算調整勘定	117,504	50,463
その他の包括利益合計	603,364	891,370

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,552,946	-	-	2,552,946
合計	2,552,946	-	-	2,552,946
自己株式				
普通株式(注)	162,816	50,097	4,600	208,313
合計	162,816	50,097	4,600	208,313

(注) 普通株式の増加株式数は、東京証券取引所における信託方式による市場買付50,000株および単元未満株の買取り97株であり、減少株式数は、特定譲渡制限付株式報酬制度の導入によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計 年度末残高 (千円)
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	100,537
	合計	100,537

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通株式	239,013	100	2018年3月31日	2018年6月7日
2018年10月26日 取締役会	普通株式	140,682	60	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月28日 取締役会	普通株式	234,463	利益剰余金	100	2019年3月31日	2019年6月11日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,552,946	-	-	2,552,946
合計	2,552,946	-	-	2,552,946
自己株式				
普通株式（注）	208,313	201	14,900	193,614
合計	208,313	201	14,900	193,614

（注）普通株式の増加株式数は、単元未満株の買取り201株であり、減少株式数は、特定譲渡制限付株式報酬制度の導入6,900株および新株予約権の行使8,000株によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計 年度末残高 （千円）
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	78,828
	合計	78,828

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
2019年5月28日 取締役会	普通株式	234,463	100	2019年3月31日	2019年6月11日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	141,571	60	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月15日 取締役会	普通株式	117,966	利益剰余金	50	2020年3月31日	2020年6月30日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
現金及び預金勘定	4,773,517千円	5,075,432千円
現金及び現金同等物	4,773,517	5,075,432

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等とし、基本的には借入金の返済を第一に考え、財務内容の健全性を図っています。また、資金調達については、銀行借入を基本としています。デリバティブは、外貨建ての輸入および輸出契約における為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引を行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクマネジメント規程を定め、同規程に基づきリスクマネジメント委員会を設置して顕在化するリスクを適切に認識し、リスクの顕在化防止のための管理体制の維持向上を行っています。当社の経営成績や財政状態に大きく影響を及ぼす可能性のあるリスクのうち、対応が必要なものを特定リスクとして指定し、金融商品については、市場リスク小委員会により、常時当該リスクを監視するとともに、リスク低減やリスク回避などの具体的対策を実施しています。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、当該リスクに関しては、与信リスク小委員会により、常時当該リスクを監視するとともに、当社の稟議規程および与信管理規程に従い、与信枠見直しが実施され、取引先の信用状況を把握しています。また、投資有価証券である株式は、市場リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価評価を実施し、経営者に報告しています。営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。また、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達ですが、長期借入金は「流動性の確保」「金利上昇リスクのヘッジ」を主な目的に短期借入金からシフトしたものです。通貨関連のデリバティブ取引の実行および管理は財務部が市場リスク管理規定に従って実施しています。また、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い銀行とのみ取引を行っています。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4 会計方針に関する事項 (6)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち、52.5%が特定の大口顧客(株良品計画)に対するものであります。当社といたしましては、品質・付加価値の高い商品の提供を通じて、引き続き同社との取引拡大を目指してまいります。国内外で新たな取引先の開拓や新規成長事業を積極的に追求し売上高全体の底上げを図りたいと考えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,773,517	4,773,517	-
(2) 受取手形及び売掛金	5,722,462	5,722,462	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	2,684,489	2,684,489	-
(4) 支払手形及び買掛金	(2,303,170)	(2,303,170)	-
(5) 短期借入金	(5,510,050)	(5,510,050)	-
(6) 未払金	(1,165,431)	(1,165,431)	-
(7) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	(1,200,000)	(1,198,956)	1,043
(8) デリバティブ取引	(53,363)	(53,363)	-

() 負債で計上されているものについては、() で示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

元金金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額206,210千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額並びに有利子負債の返済予定額

	1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)	3年超4年以内(千円)	4年超5年以内(千円)	5年超(千円)
(1) 現金及び預金	4,773,517	-	-	-	-	-
(2) 受取手形及び売掛金	5,722,462	-	-	-	-	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	45,679	9,653	10,016	9,458	9,773	104,200
金銭債権及び満期がある有価証券合計	10,541,658	9,653	10,016	9,458	9,773	104,200
(1) 短期借入金	(5,510,050)	-	-	-	-	-
(2) 長期借入金	(950,000)	-	(200,000)	(50,000)	-	-
有利子負債計	(6,460,050)	-	(200,000)	(50,000)	-	-

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等とし、基本的には借入金の返済を第一に考え、財務内容の健全性を図っています。また、資金調達については、銀行借入を基本としています。デリバティブは、外貨建ての輸入および輸出契約における為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引を行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクマネジメント規程を定め、同規程に基づきリスクマネジメント委員会を設置して顕在化するリスクを適切に認識し、リスクの顕在化防止のための管理体制の維持向上を行っています。当社の経営成績や財政状態に大きく影響を及ぼす可能性のあるリスクのうち、対応が必要なものを特定リスクとして指定し、金融商品については、市場リスク小委員会により、常時当該リスクを監視するとともに、リスク低減やリスク回避などの具体的対策を実施しています。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、当該リスクに関しては、与信リスク小委員会により、常時当該リスクを監視するとともに、当社の稟議規程および与信管理規程に従い、与信枠見直しを実施され、取引先の信用状況を把握しています。また、投資有価証券である株式は、市場リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価評価を実施し、経営者に報告しています。営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。また、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達ですが、社債および長期借入金は「流動性の確保」「金利上昇リスクのヘッジ」を主な目的に短期借入金からシフトしたものです。通貨関連のデリバティブ取引の実行および管理は財務部が市場リスク管理規定に従って実施しています。また、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い銀行とのみ取引を行っています。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4 会計方針に関する事項 (6)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち、42.2%が特定の大口顧客（㈱良品計画）に対するものであります。当社といたしましては、品質・付加価値の高い商品の提供を通じて、引き続き同社との取引拡大を目指してまいります。国内外で新たな取引先の開拓や新規成長事業を積極的に追求し売上高全体の底上げを図りたいと考えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	5,075,432	5,075,432	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,849,321	3,849,321	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,290,644	1,290,644	-
(4) 支払手形及び買掛金	(2,176,099)	(2,176,099)	-
(5) 短期借入金	(1,908,830)	(1,908,830)	-
(6) 未払金	(1,048,817)	(1,048,817)	-
(7) 社債	(1,950,000)	(1,948,860)	1,139
(8) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	(1,250,000)	(1,246,230)	3,769
(9) デリバティブ取引	50,212	50,212	-

() 負債で計上されているものについては、() で示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

元利金の合計額を残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額205,007千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額並びに有利子負債の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2 年以内 (千円)	2年超3 年以内 (千円)	3年超4年 以内 (千円)	4年超5 年以内 (千円)	5年超 (千 円)
(1) 現金及び預金	5,075,432	-	-	-	-	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,849,321	-	-	-	-	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	5,060	6,791	7,566	13,449	-	48,628
金銭債権及び満期がある有価証券合計	8,929,813	6,791	7,566	13,449	-	48,628
(1) 短期借入金	(1,908,830)	-	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-	(1,950,000)	-
(3) 長期借入金	-	(200,000)	(50,000)	-	(1,000,000)	-
有利子負債計	(1,908,830)	(200,000)	(50,000)	-	(2,950,000)	-

(有価証券関係)

前連結会計年度(2019年3月31日現在)

1. その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	2,487,903	538,147	1,949,756
債券	-	-	-
その他	70,077	59,873	10,203
小計	2,557,981	598,021	1,959,960
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	7,804	9,008	1,204
債券	-	-	-
その他	118,703	134,612	15,908
小計	126,508	143,621	17,113
合計	2,684,489	741,642	1,942,846

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 206,210千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3. 減損処理を行ったその他投資有価証券

該当事項はありません。

当連結会計年度（2020年3月31日現在）

1. その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
（連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの）			
株式	1,070,912	423,167	647,744
債券	-	-	-
その他	34,038	29,943	4,095
小計	1,104,950	453,111	651,839
（連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの）			
株式	119,364	134,759	15,394
債券	-	-	-
その他	66,329	85,743	19,414
小計	185,693	220,503	34,809
合計	1,290,644	673,614	617,029

（注）非上場株式等（連結貸借対照表計上額 205,007千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	7,378	9,621	-
その他	59,860	2,439	4,289
合計	67,238	12,060	4,289

3. 減損処理を行ったその他投資有価証券

当連結会計年度において、有価証券について18,770千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当するものはありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度(2019年3月31日)		
			契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建 マレーシアリングット受 取・円支払	売掛金	801,300	-	(16,310)
	買建 ユーロ受取・円支払	買掛金	1,162,863	-	(28,700)
	米ドル受取・円支払	買掛金	1,927,223	-	(8,353)
	合計		3,891,386	-	(53,363)

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当するものはありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度(2020年3月31日)		
			契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建 マレーシアリングット受 取・円支払	売掛金	1,113,000	-	20,248
	円受取・中国元支払	未収入金	225,648	-	(970)
	買建 ユーロ受取・円支払	買掛金	1,495,147	-	10,135
	米ドル受取・円支払	買掛金	2,508,736	-	20,799
	合計		5,342,531	-	50,212

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、確定給付型制度として、退職一時金制度を設けており、いずれの会社も設立時より退職一時金制度を発足させておりますが、当社については、退職一時金制度に併せて、従業員退職金要支給額の60%について2011年5月から確定給付企業年金制度を採用しております。なお、当社および国内連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
期首における退職給付に係る負債	159,956千円
退職給付費用	73,412
退職給付の支払額	83,563
制度への拠出額	6,563
期末における退職給付に係る負債	156,368

3. 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
退職給付債務	308,631千円
年金資産	152,263
未積立退職給付債務(+)	156,368
退職給付に係る負債	156,368

4. 退職給付に関連する損益

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	73,412千円
合計	73,412

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、確定給付型制度として、退職一時金制度を設けており、いずれの会社も設立時より退職一時金制度を発足させておりますが、当社については、退職一時金制度に併せて、従業員退職金要支給額の60%について2011年5月から確定給付企業年金制度を採用しております。なお、当社および国内連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
期首における退職給付に係る負債	156,368千円
退職給付費用	77,267
退職給付の支払額	48,302
制度への拠出額	6,589
期末における退職給付に係る負債	191,923

3. 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
退職給付債務	344,334千円
年金資産	152,411
未積立退職給付債務(+)	191,923
退職給付に係る負債	191,923

4. 退職給付に関連する損益

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	77,267千円
合計	77,267

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
一般管理費	19,711	21,631

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2005年 ストック・オプション	2006年 ストック・オプション	2007年 ストック・オプション	2008年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社の取締役7名	当社の取締役6名	当社の取締役5名	当社の取締役7名および 執行役員3名
ストック・オ プション数 (注) 2	普通株式 1,000株	普通株式 800株	普通株式 800株	普通株式 取締役 3,600株 執行役員 - 株
付与日	2005年7月1日	2006年8月1日	2007年8月1日	2008年8月1日
権利確定条件	(1) 新株予約権の割当 を受けた者は、当 社の取締役の地位 を喪失した日の翌 日から10日を経過 する日までの間に 限り、新株予約権 を行使することが できる。 (2) 新株予約権の全部 を一括して行使し なければならない。 い。	同左	同左	(1) 新株予約権の割当 を受けた者は、取 締役は当社の取締 役の地位を喪失し た日の翌日から、 執行役員は当社の 従業員としての身 分を失った日(退 職日)の翌日か ら、それぞれ10日 を経過する日ま での間に限り、新株 予約権を行使す ることができる。 (2) 新株予約権の全部 を一括して行使し なければならない。 い。
対象勤務期間	定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	新株予約権を割り当 てる日の翌日から30年以 内とする。	同左	同左	同左

(注) 1 2013年10月1日付株式併合(5株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

2 当連結会計年度末における内容を記載しております。

	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社の取締役7名および 執行役員4名	当社の取締役7名、 執行役員4名および 参与3名	当社の取締役7名、 執行役員4名および 参与3名	当社の取締役9名、 執行役員3名および 参与3名
ストック・オ プション数 (注)2	普通株式 取締役 5,800株 執行役員 - 株	普通株式 取締役 3,600株 執行役員 - 株 参与 - 株	普通株式 取締役 3,800株 執行役員 - 株 参与 - 株	普通株式 取締役 3,600株 執行役員 - 株 参与 - 株
付与日	2009年8月3日	2010年8月2日	2011年8月1日	2012年8月1日
権利確定条件	(1) 新株予約権の割当 を受けた者は、取 締役は当社の取締 役の地位を喪失し た日の翌日から、 執行役員は当社の 従業員としての身 分を失った日(退 職日)の翌日か ら、それぞれ10日 を経過する日まで の間に限り、新株 予約権を行使する ことができる。 (2) 新株予約権の全部 を一括して行使し なければならない。	(1) 新株予約権の割当 を受けた者は、取 締役は当社の取締 役の地位を喪失し た日の翌日から、 執行役員および参 与は当社の従業員 としての身分を 失った日(退職 日)の翌日から、 それぞれ10日を経 過する日までの間 に限り、新株予約 権を行使すること ができる。 (2) 新株予約権の全部 を一括して行使し なければならない。	同左	同左
対象勤務期間	定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	新株予約権を割り当 てる日の翌日から30年以 内とする。	同左	同左	同左

(注) 1 2013年10月1日付株式併合(5株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。
2 当連結会計年度末における内容を記載しております。

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社の取締役7名、 執行役員5名および 参与2名	当社の取締役7名、 執行役員4名および 参与3名	当社の取締役8名、 執行役員1名および 参与3名	当社の取締役7名、 執行役員2名および 参与2名
ストック・オ プション数 (注)2	普通株式 取締役 2,400株 執行役員 - 株 参与 - 株	普通株式 取締役 3,200株 執行役員 - 株 参与 - 株	普通株式 取締役 3,600株 執行役員 - 株 参与 - 株	普通株式 取締役 3,400株 執行役員 - 株 参与 - 株
付与日	2013年8月1日	2014年8月1日	2015年8月3日	2016年8月1日
権利確定条件	(1) 新株予約権の割当 を受けた者は、取 締役は当社の取締 役の地位を喪失し た日の翌日から、 執行役員および参 与は当社の従業員 としての身分を 失った日(退職 日)の翌日から、 それぞれ10日を経 過する日までの間 に限り、新株予約 権を行使すること ができる。 (2) 新株予約権の全部 を一括して行使し なければならない。	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	新株予約権を割り当て る日の翌日から30年以 内とする。	同左	同左	同左

(注) 1 2013年10月1日付株式併合(5株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。
2 当連結会計年度末における内容を記載しております。

	2017年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社の取締役11名、 執行役員1名および 参与1名
ストック・オ プション数 (注)	普通株式 取締役 4,400株 執行役員 - 株 参与 - 株
付与日	2017年8月1日
権利確定条件	(1) 新株予約権の割当 を受けた者は、取 締役は当社の取締 役の地位を喪失し た日の翌日から、 執行役員および参 与は当社の従業員 としての身分を 失った日(退職 日)の翌日から、 それぞれ10日を経 過する日までの間 に限り、新株予約 権を行使すること ができる。 (2) 新株予約権の全部 を一括して行使し なければならない。
対象勤務期間	定めはありません。
権利行使期間	新株予約権を割り当 てる日の翌日から30年以 内とする。

(注) 当連結会計年度末における内容を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2005年 ストック・ オプション	2006年 ストック・ オプション	2007年 ストック・ オプション	2008年 ストック・ オプション	2009年 ストック・ オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	1,000	800	800	3,600	5,800
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	1,000	800	800	3,600	5,800
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-

	2010年 ストック・ オプション	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	3,600	3,800	4,600	3,600	4,600
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	1,000	1,200	1,400
未確定残	3,600	3,800	3,600	2,400	3,200
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	1,000	1,200	1,400
権利行使	-	-	1,000	1,200	1,400
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-

(注) 2013年10月1日付株式併合(5株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	4,800	4,800	6,200
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	1,200	1,400	1,800
未確定残	3,600	3,400	4,400
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	1,200	1,400	1,800
権利行使	1,200	1,400	1,800
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	2005年 ストック・ オプション	2006年 ストック・ オプション	2007年 ストック・ オプション	2008年 ストック・ オプション	2009年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-
公正な評価単価(付与日)	-	1,769円25銭	1,568円50銭	1,019円70銭	1,002円90銭

	2010年 ストック・ オプション	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	3,120	3,117	3,117
公正な評価単価(付与日)	1,407円55銭	1,689円50銭	1,591円70銭	2,387円65銭	2,064円12銭

	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	3,117	3,117	3,118
公正な評価単価(付与日)	3,161円67銭	3,035円58銭	3,510円30銭

(注) 2013年10月1日付株式併合(5株につき1株の割合)による併合後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、失効数の見積りは行っておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	648,884千円	1,228,277千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	701,111	838,584
賞与引当金	88,006	117,242
棚卸資産評価損	44,921	114,865
未払事業税	7,987	19,096
退職給付に係る負債	53,290	48,304
役員退職慰労金	13,008	9,495
資産除去債務	38,710	43,501
棚卸資産未実現利益消去	28,617	14,914
株式報酬費用	30,784	24,137
その他	147,301	167,210
繰延税金資産小計	1,802,625	2,625,630
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	648,884	1,228,277
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	886,632	1,310,799
評価性引当額小計	1,535,517	2,539,076
繰延税金資産合計	267,107	86,554
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	594,899	57,851
繰延ヘッジ損益	7,946	-
その他	38,642	74,356
繰延税金負債合計	625,595	132,208
繰延税金負債の純額	358,487千円	45,654千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(1)	-	-	-	34,771	62,795	551,317	648,884
評価性引当額	-	-	-	34,771	62,795	551,317	648,884
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	24,809	36,080	58,122	106,807	1,002,457	1,228,277
評価性引当額	-	24,809	36,080	58,122	106,807	1,002,457	1,228,277
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.61	19.36
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	22.71	16.40
住民税均等割	6.46	0.52
子会社の適用税率の差異	15.56	25.09
評価性引当額の増減	44.03	35.16
受取配当金等連結消去による影響	28.30	24.88
その他	0.78	13.64
税効果会計適用後の法人税等の負担率	72.53%	81.65%

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末(2019年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗および事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5~20年と見積り、割引率は0.087~2.140%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	60,304	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,347	
時の経過による調整額	821	
資産除去債務の履行による減少額	6,946	
期末残高	62,526	千円

当連結会計年度末(2020年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗および事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5~20年と見積り、割引率は0.011~2.140%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	62,526	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,888	
時の経過による調整額	9,705	
資産除去債務の履行による減少額	1,304	
見積りの変更による増加額	170,442	
期末残高	245,259	千円

ニ 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、一部の連結子会社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、原状回復費用および使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

当該連結子会社では、資産除去債務の計上について、従来、負債計上に代えて不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、当連結会計年度より、原状回復費用を資産除去債務として負債計上することといたしました。

なお、見積りの変更による損益への影響額は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取扱商品を基礎とした事業部門から構成されており、「家具家庭用品事業」、「服飾雑貨事業」、「家電事業」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	家具家庭用品事業	服飾雑貨事業	家電事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	19,820,939	14,801,024	5,820,470	40,442,434	2,070,587	42,513,022	-	42,513,022
セグメント間の内部売上高又は振替高	29,204	39,685	18,385	87,274	62,540	149,815	149,815	-
計	19,850,143	14,840,709	5,838,856	40,529,709	2,133,128	42,662,838	149,815	42,513,022
セグメント利益又は損失()	451,968	595,177	436,954	1,484,100	2,423	1,486,523	734,383	752,140

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業で商量の少ない商品を取り扱っているセグメントおよび当社グループ向けサービス業等であり、取扱商品としてはペット関連、輸送資材等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 734,383千円は全社費用であります。全社費用は、各報告セグメントに帰属しない当社における管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 セグメントの資産の金額は、当社の最高意思決定機関においてセグメント別に定期的に提供・使用していないために記載しておりません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取扱商品を基礎とした事業部門から構成されており、「家具家庭用品事業」、「服飾雑貨事業」、「家電事業」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	家具家庭用品事業	服飾雑貨事業	家電事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	18,502,032	14,488,030	6,032,108	39,022,171	2,195,383	41,217,555	-	41,217,555
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	33,067	9,278	42,346	92,658	135,005	135,005	-
計	18,502,032	14,521,098	6,041,387	39,064,518	2,288,042	41,352,560	135,005	41,217,555
セグメント利益又は損失 ()	1,036,238	573,736	531,871	2,141,847	25,575	2,167,423	851,916	1,315,506

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業で商量の少ない商品を取り扱っているセグメントおよび当社グループ向けサービス業等であり、取扱商品としてはペット関連、輸送資材等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 851,916千円は全社費用であります。全社費用は、各報告セグメントに帰属しない当社における管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 セグメントの資産の金額は、当社の最高意思決定機関においてセグメント別に定期的に提供・使用していないために記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（所在地別売上高）

（単位：千円）

日本	中国	その他	合計
33,445,623	9,057,208	10,190	42,513,022

（注）売上高は販売拠点の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

（海外売上高）

（単位：千円）

欧州	中国	その他の地域	海外売上高合計	連結売上高合計
1,781,200	5,851,796	3,801,382	11,434,379	42,513,022
4.2%	13.8%	8.9%	26.9%	-

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

（有形固定資産）

（単位：千円）

日本	中国	その他	合計
2,089,687	169,533	107,717	2,366,938

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	販売高	関連するセグメント名
(株)良品計画	18,995,779	家具家庭用品事業、服飾雑貨事業、家電事業

（注）上記販売額には、(株)良品計画ならびに同社の子会社への売上高を記載しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（所在地別売上高）

（単位：千円）

日本	中国	その他	合計
33,296,856	7,884,093	36,604	41,217,555

（注）売上高は販売拠点の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

（海外売上高）

（単位：千円）

欧州	中国	その他の地域	海外売上高合計	連結売上高合計
1,424,571	6,375,018	2,243,987	10,043,577	41,217,555
3.5%	15.5%	5.4%	24.4%	-

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

（有形固定資産）

（単位：千円）

日本	中国	その他	合計
2,107,675	276,289	118,606	2,502,571

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	販売高	関連するセグメント名
(株)良品計画	18,858,833	家具家庭用品事業、服飾雑貨事業、家電事業

（注）上記販売額には、(株)良品計画ならびに同社の子会社への売上高を記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	家具家庭用品事業	服飾雑貨事業	家電事業			
減損損失	-	7,841	-	808	-	8,650

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	家具家庭用品事業	服飾雑貨事業	家電事業			
減損損失	-	215,804	-	-	139	215,943

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。
2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。
2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	5,263.43円	4,792.88円
1株当たり当期純利益	82.99円	81.47円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	81.33円	80.04円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	195,806	191,947
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	195,806	191,947
期中平均株式数(株)	2,359,447	2,355,924
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益		
親会社株主に帰属する当期純利益 調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	47,987	42,271
(うち新株予約権(株))	(47,987)	(42,271)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)三栄コーポレーション (株)三栄コーポレーション	第1回無担保社債(適格機関投資家限定)(注)2	年月日 2019.7.31	-	650,000	0.14	(注)1	年月日 2024.7.31
	第2回無担保社債(適格機関投資家限定)(注)2	2020.3.31	-	1,300,000	0.19	(注)1	2025.3.31
合計	-	-	-	1,950,000	-	-	-

(注)1. 建物および土地1,161,987千円について根抵当権を設定しております。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年 以内 (千円)	2年超3年 以内 (千円)	3年超4年 以内 (千円)	4年超5年 以内 (千円)
-	-	-	-	1,950,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,510,050	1,908,830	0.80	-
1年以内に返済予定の長期借入金	950,000	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務(注)2	2,708	82,849	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	250,000	1,250,000	0.90	2021年~2025年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)(注)2	8,041	5,333	-	2022年、2023年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	6,720,800	3,247,012	-	-

(注)1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3 長期借入金およびリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	200,000	50,000	-	1,000,000
リース債務	2,708	1,749	874	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	9,901,498	20,941,831	31,710,676	41,217,555
税金等調整前四半期(当期)純利益(千円)	127,569	625,557	1,089,423	1,066,250
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(千円)	70,379	205,427	493,071	191,947
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	29.99	87.33	209.39	81.47

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	29.99	57.27	121.91	127.63

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,206,971	570,869
受取手形	20,833	7,217
売掛金	2,425,238	2,239,842
有価証券	45,679	-
商品及び製品	1,882,501	1,312,246
前渡金	11,993	22,135
前払費用	86,994	93,519
短期貸付金	2,763,268	2,903,018
未収入金	232,618	229,861
デリバティブ債権	5,740	15,345
その他	7,630	5,994
貸倒引当金	2,233,108	2,701,442
流動資産合計	13,244,361	11,046,608
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,776,612	1,740,474
構築物	112,340	110,508
機械及び装置	837	697
車両運搬具	6,258	8,785
工具、器具及び備品	18,108	21,415
土地	1,415,579	1,415,579
リース資産	10,576	8,068
建設仮勘定	-	2,217
有形固定資産合計	1,240,314	1,207,746

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
無形固定資産		
借地権	188,282	188,282
ソフトウェア	612,999	598,081
電話加入権	799	799
無形固定資産合計	802,081	787,164
投資その他の資産		
投資有価証券	2,845,020	1,495,651
関係会社株式	1,234,456	1,354,456
関係会社出資金	29,960	29,960
長期貸付金	13,073	11,413
破産更生債権等	844	-
長期前払費用	14,400	35,111
差入保証金	5,646	4,861
長期未収入金	31,419	26,405
保険積立金	48,136	54,216
その他	10,312	10,322
貸倒引当金	42,373	36,168
投資その他の資産合計	4,190,897	2,986,230
固定資産合計	6,233,293	4,981,141
資産合計	19,477,655	16,027,750
負債の部		
流動負債		
支払手形	-	5,352
買掛金	2,159,836	2,107,698
短期借入金	1,255,940,008	1,219,975,111
1年内返済予定の長期借入金	950,000	-
リース債務	2,708	2,708
未払金	2,682,610	2,550,638
未払費用	67,215	87,970
未払法人税等	217,183	305,658
未払消費税等	38,002	37,064
前受金	9,447	3,940
預り金	27,812	32,042
デリバティブ債務	10,414	7,187
賞与引当金	132,000	161,000
役員賞与引当金	4,400	27,720
その他	6,056	6,031
流動負債合計	9,333,697	4,297,526

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
固定負債		
社債	-	1,950,000
長期借入金	250,000	1,250,000
リース債務	8,041	5,333
繰延税金負債	471,605	42,784
再評価に係る繰延税金負債	70,058	70,058
退職給付引当金	79,756	94,923
その他	4,300	4,300
固定負債合計	883,762	3,417,399
負債合計	10,217,459	7,714,926
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,914	1,000,914
資本剰余金		
資本準備金	645,678	645,678
その他資本剰余金	28,782	42,578
資本剰余金合計	674,460	688,256
利益剰余金		
利益準備金	217,110	217,110
その他利益剰余金		
別途積立金	1,900,000	1,900,000
繰越利益剰余金	4,284,237	4,230,127
利益剰余金合計	6,401,347	6,347,237
自己株式	413,182	384,341
株主資本合計	7,663,540	7,652,067
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,338,491	417,736
繰延ヘッジ損益	1,115	5,450
土地再評価差額金	158,741	158,741
評価・換算差額等合計	1,496,117	581,928
新株予約権	100,537	78,828
純資産合計	9,260,196	8,312,824
負債純資産合計	19,477,655	16,027,750

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
売上高		
売上高	1 23,546,817	1 23,672,669
その他の営業収入	175,556	164,907
売上高合計	23,722,373	23,837,577
売上原価	1 20,325,917	1 20,345,875
売上総利益	3,396,456	3,491,701
販売費及び一般管理費	2 3,646,636	2 3,469,542
営業利益又は営業損失()	250,180	22,158
営業外収益		
受取利息	1 54,715	1 63,344
受取配当金	1 550,194	1 636,064
有価証券売却益	-	2,439
為替差益	32,619	52,751
雑収入	5,019	5,023
営業外収益合計	642,549	759,622
営業外費用		
支払利息	41,726	38,422
社債利息	-	606
有価証券売却損	-	4,289
雑損失	904	-
営業外費用合計	42,630	43,318
経常利益	349,738	738,462
特別利益		
投資有価証券売却益	-	9,621
特別利益合計	-	9,621
特別損失		
固定資産除却損	273	581
減損損失	729	-
ゴルフ会員権評価損	2,337	-
投資有価証券評価損	-	18,770
関係会社株式評価損	180,000	-
特別損失合計	183,340	19,352
税引前当期純利益	166,397	728,731
法人税、住民税及び事業税	278,594	432,559
法人税等調整額	14,979	25,753
法人税等合計	293,573	406,806
当期純利益又は当期純損失()	127,175	321,924

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,914	645,678	15,653	661,332	217,110	1,900,000	4,791,109	6,908,219	214,292	8,356,174
当期変動額										
剰余金の配当							379,695	379,695		379,695
当期純損失（ ）							127,175	127,175		127,175
自己株式の取得									205,473	205,473
自己株式の処分			13,128	13,128					6,582	19,711
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	13,128	13,128	-	-	506,871	506,871	198,890	692,633
当期末残高	1,000,914	645,678	28,782	674,460	217,110	1,900,000	4,284,237	6,401,347	413,182	7,663,540

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,782,994	52,857	158,741	1,888,878	100,537	10,345,590
当期変動額						
剰余金の配当						379,695
当期純損失（ ）						127,175
自己株式の取得						205,473
自己株式の処分						19,711
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	444,503	51,742	-	392,761	-	392,761
当期変動額合計	444,503	51,742	-	392,761	-	1,085,394
当期末残高	1,338,491	1,115	158,741	1,496,117	100,537	9,260,196

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,914	645,678	28,782	674,460	217,110	1,900,000	4,284,237	6,401,347	413,182	7,663,540
当期変動額										
剰余金の配当							376,035	376,035		376,035
当期純利益							321,924	321,924		321,924
自己株式の取得									711	711
自己株式の処分			13,795	13,795					29,552	43,348
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	13,795	13,795	-	-	54,110	54,110	28,841	11,473
当期末残高	1,000,914	645,678	42,578	688,256	217,110	1,900,000	4,230,127	6,347,237	384,341	7,652,067

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,338,491	1,115	158,741	1,496,117	100,537	9,260,196
当期変動額						
剰余金の配当						376,035
当期純利益						321,924
自己株式の取得						711
自己株式の処分						43,348
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	920,755	6,565	-	914,189	21,709	935,898
当期変動額合計	920,755	6,565	-	914,189	21,709	947,372
当期末残高	417,736	5,450	158,741	581,928	78,828	8,312,824

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ...時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

国内向商品は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、輸出向商品は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	6～30年
機械及び装置	3～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5 外貨建の資産および負債の本邦通貨の換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建債務および外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規定に基づき、外貨建の輸入および輸出契約における為替変動リスクをヘッジするため、実需原則の範囲内で為替予約取引を行うものとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

上記のヘッジ方針に加え、為替予約取引についてはヘッジ対象と同一通貨建のものを締結しており高い有効性があることから、有効性の評価を省略しております。

8 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社における商品の評価方法は、従来、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっておりましたが、一部のたな卸資産について、当事業年度から移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。

この変更は、当社グループ全体を一つのサーバーで管理するという業務基盤システムの高度化を目的とした新基幹システムの導入プロジェクトを契機として評価方法の見直しを行ったものであります。

なお、過去の事業年度につきましては、移動平均法による単価計算を行うことが実務上不可能であるため、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり移動平均法を適用しております。

当該会計方針の変更による影響額は軽微であります。

(追加情報)

(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の終息時期やその拡大にともなう事業活動への影響について見通すことは困難であるため、当社では足元の業績状況を踏まえ、2021年3月期中に概ね収束するものと仮定して、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは、新型コロナウイルス感染症の収束時期および経済環境への影響が変化した場合には、当該見積りの結果に影響し、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	774,809千円	738,934千円
構築物	12,340	10,508
土地	412,544	412,544
計	1,199,695	1,161,987

上記に対応する債務の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期借入金	2,400,000千円	1,480,600千円
社債	-	919,400
計	2,400,000	2,400,000

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	8,517,020千円	9,712,563千円
短期金銭債務	1,052,651	791,591

3 偶発債務

下記の保証先の金融機関との外国為替取引等に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(株)L & Sコーポレーション	182,924千円	(株)L & Sコーポレーション 296,130千円
TRIACE LIMITED	141,400	TRIACE LIMITED 109,200
計	324,324	計 405,330

外貨建の債務保証額は決算日現在の為替相場により円換算しております。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	2,351,671千円	2,442,205千円
仕入高	10,539,168	9,955,053
営業取引以外の取引による 取引高(収入)	561,745	655,319

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度17.1%、当事業年度17.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度82.9%、当事業年度82.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
販売手数料	138,901千円	142,555千円
役員報酬	130,800	122,850
従業員給料及び賞与	822,367	820,567
賞与引当金繰入額	132,000	161,000
役員賞与引当金繰入額	4,400	27,720
福利厚生費	192,210	201,773
貸倒引当金繰入額	754,935	467,633
旅費交通費	149,272	137,900
減価償却費	160,325	209,757
退職給付費用	29,893	30,385

(有価証券関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,234,456千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,354,456千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	697,132千円	838,124千円
賞与引当金	40,418	49,298
役員賞与引当金	1,347	8,487
未払事業税	11,666	19,096
退職給付引当金	24,421	29,065
未払役員退職慰労金	1,316	-
投資有価証券評価損	13,116	18,863
棚卸資産評価損	759	505
関係会社株式等評価損	139,699	139,699
株式報酬費用	30,784	24,137
減損損失	40,094	40,094
繰延ヘッジ損益	1,115	-
その他	18,942	57,019
繰延税金資産小計	1,018,582	1,224,392
評価性引当額	895,288	1,075,836
繰延税金資産合計	123,294	148,556
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	594,899	188,934
繰延ヘッジ損益	-	2,405
繰延税金負債合計	594,899	191,340
繰延税金資産(負債)の純額	471,605千円	42,784千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	26.46	0.74
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	90.38	24.06
外国関係会社課税対象の益金算入額	41.69	26.51
住民税均等割	2.53	0.27
評価性引当額の増減	162.25	24.70
その他	3.26	2.96
税効果会計適用後の法人税等の負担率	176.43%	55.82%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	期末減価 償却累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建物	1,447,268	-	-	1,447,268	706,793	36,138	740,474
	構築物	38,459	-	-	38,459	27,951	1,832	10,508
	機械及び装置	5,036	-	-	5,036	4,339	139	697
	車両運搬具	28,156	6,013	2,412	31,757	22,971	2,638	8,785
	工具、器具及び備品	246,008	10,932	39,360	217,580	196,164	7,625	21,415
	土地	415,579 [228,799]	-	-	415,579 [228,799]	-	-	415,579
	リース資産	43,110	-	-	43,110	35,041	2,508	8,068
	建設仮勘定	-	2,217	-	2,217	-	-	2,217
	計	2,223,619	19,162	41,772	2,201,009	993,262	50,882	1,207,746
無形 固定 資産	借地権	188,282	-	-	188,282	-	-	188,282
	ソフトウェア	929,901	153,343	-	1,083,244	485,163	168,261	598,081
	電話加入権	799	-	-	799	-	-	799
	計	1,118,983	153,343	-	1,272,327	485,163	168,261	787,164

(注) 1 「当期首残高」および「当期末残高」については、取得価額により記載しております。

2 土地の「当期首残高」および「当期末残高」欄の[]内は内書きで、土地再評価差額金(再評価に係る繰延税金負債控除前)の残高であります。

3 車両運搬具の当期増加額および当期減少額は、社用車の買い替えによるものであります。

4 工具、器具及び備品の当期減少額の主たるものは、金型の除却によるものであります。

5 ソフトウェアの当期増加額の主たるものは、情報システム投資によるものであります。

6 建設仮勘定の当期増加額は、金型投資によるものです。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,275,482	471,630	9,502	2,737,611
賞与引当金	132,000	161,000	132,000	161,000
役員賞与引当金	4,400	27,720	4,400	27,720

(注) 貸倒引当金の当期減少額の主たるものは、外貨建債権に対するレート引き直しによるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行ないます。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法といたします。なお、電子公告は、当会社のウェブサイトに掲載されており、そのアドレスは次のとおりであります。 https://www.sanyeicorp.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第70期）（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）2019年6月27日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

（第71期第1四半期）（自 2019年 4月 1日 至 2019年 6月30日）2019年8月14日関東財務局長に提出

（第71期第2四半期）（自 2019年 7月 1日 至 2019年 9月30日）2019年11月14日関東財務局長に提出

（第71期第3四半期）（自 2019年10月 1日 至 2019年12月31日）2020年2月14日関東財務局長に提出

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第70期）（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）2019年6月27日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年6月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年7月31日

株式会社三栄コーポレーション

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石上 卓哉 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三栄コーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三栄コーポレーション及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三栄コーポレーションの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社三栄コーポレーションが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月31日

株式会社三栄コーポレーション

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石上 卓哉 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三栄コーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三栄コーポレーションの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。